

# 北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン

北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画  
北区女性の職業生活における活躍推進計画

令和2年（2020年）3月

北 区



## はじめに

平成11年（1999年）6月に男女共同参画社会基本法が施行されて以降、国をはじめとして男女共同参画の取組みは着実に前進しております。北区においても平成18年（2006年）6月に北区男女共同参画条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて区としての理念を掲げ、施策に対して総合的に取り組んでまいりました。

今回策定した第6次アゼリアプラン(令和2年度～令和6年度)では、第5次アゼリアプラン（平成27年度～平成31年度）の骨子を基本的に継承しながらも、社会状況等の変化を踏まえ、新たな課題も積極的に取り入れ、より実効性のある内容にいたしました。

本計画の特色として、女性の活躍に関する取組みを加え、4つの目標を掲げました。女性の活躍の推進は、社会・経済の持続可能な発展のためにも重要であるという視点から、職場・家庭・地域等様々な場面において自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる地域社会を目指して、新しく「あらゆる分野で女性が活躍する地域社会」を目標に加えました。

全国的に男女共同参画社会に向けた施策が進められている状況下でも、依然として固定的な役割分担意識が存在し、それに伴って家庭や働く場においても暴力やハラスメントがあり、雇用分野では男女差が大きく育児や介護離職が存在しておりワーク・ライフ・バランスの推進の強化が必要であることなど、まだまだ取り組むべき課題があります。また、男女という性別に捉われず、性の多様性という観点から性的少数者への理解促進を含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが必要です。

この計画を着実に推進し、人生100年時代を迎え、男女ともに社会の様々な場面で生き生きと活躍し、一人ひとりが尊重されて能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、ご指導、ご協力をいただきました北区男女共同参画審議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました北区議会、区民の皆さまに心からお礼を申し上げます。



令和2年（2020年）3月

東京都北区長 花川 與惣太



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 策定の趣旨と理念 .....	1
2 策定の背景 ～第5次アゼリアプラン策定以降～ .....	2
3 計画の性格 .....	6
4 計画の期間 .....	7
5 計画がめざす地域社会の姿 .....	7
6 策定にあたっての基本的な考え方 .....	7
7 策定体制 .....	8
<b>第2章 計画の概要</b> .....	<b>9</b>
1 計画体系図 .....	9
2 計画の内容 .....	11
(1) 目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会 .....	11
(2) 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会 .....	22
(3) 目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会 .....	30
(4) 目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会 .....	40
3 計画を推進するためのしくみ .....	48
4 課題ごとの数値目標 .....	53
5 計画の評価及び実績報告 .....	55
6 計画の見直し .....	55
<b>資料編</b> .....	<b>56</b>
1 令和2年度（2020年度）の事業一覧及び重点取組 .....	56
2 北区男女共同参画審議会委員名簿（第7期） .....	67
3 計画策定までの審議会の経過 .....	68
4 男女共同参画推進に関する国内外の主な動き .....	69
5 関係法令 .....	
(1) 東京都北区男女共同参画条例 .....	74
(2) 東京都北区スペースゆう条例 .....	77
(3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 .....	79
(4) 男女共同参画社会基本法 .....	84
(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	88
(6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	95
6 用語解説 .....	102

## 1 策定の趣旨と理念

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、北区男女共同参画条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

**基本理念**（北区男女共同参画条例第3条から要約）

- ① すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- ③ すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- ④ あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- ⑤ すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- ⑥ すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- ⑦ 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

## 2 策定の背景 ～第5次アゼリアプラン策定以降～

第5次アゼリアプランの策定（平成27年（2015年）3月）以降も、女性が広く能力を発揮できるような社会の実現に向けた取組が進んできています。

平成27年（2015年）12月には、国において「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向け「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」の4つの目指すべき社会を掲げ、取組の推進を図っています。

さらに、平成27年（2015年）9月に成立した、「女性の職業生活における活躍を推進するための女性活躍推進法」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく取組を通じて企業の情報公表を促進する等、「女性活躍推進状況の見える化」の徹底が進められています。

しかし、一方で、政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護・看護等の両立の難しさなど、なお、取り組むべき多くの課題があります。また、女性に対する暴力の根絶、ひとり親女性の抱える困難の克服等、様々な女性の生きづらさを解消して女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要です。

女性活躍の推進は、社会・経済の持続可能な発展のためにも重要であるという視点を持って、誰もが、職場・家庭・地域等生活の様々な場面において、自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる社会の構築に向けた取組が引き続き求められます。

また、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消及び不当な差別的言動の解消に向けた取組も進められており、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）（※1）の人たちの人権と生活向上のための取組が必要です。

## (1) 北区の取組

北区では、平成 18 年（2006 年）6 月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7 つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けた基盤整備を行ってきました。

また、平成 27 年（2015 年）3 月には、条例の基本理念に基づいた、区の男女共同参画施策の総合的な推進を図るための行動計画である「アゼリアプラン」の第 5 次計画を策定しました。第 5 次計画では、配偶者からの暴力を重大な人権問題であると捉え、施策「配偶者暴力の防止と被害者支援」を、「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」と位置づけ、取組の一層の強化に努めてきました。また、ワーク・ライフ・バランスの推進の強化を図るとともに、女性の活躍推進の施策等の新たな取組も進めています。

そして、平成 30 年（2018 年）6 月には、第 6 次アゼリアプラン策定の基礎資料とするために、男女共同参画に関する意識・意向調査を実施し、同年 11 月に北区長より北区男女共同参画審議会に対し、アゼリアプランの改定について諮問を行い、翌令和元年（2019 年）5 月、『北区男女共同参画行動計画「第 6 次アゼリアプラン」のための提言』として答申がありました。

## (2) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、昭和 51 年（1976 年）から始まる「国連婦人の 10 年」に続く様々な取組が行われてきました。

近年では、平成 26 年（2014 年）3 月に、国連女性の地位委員会において、防災・復興におけるジェンダー（※2）視点の重要性を強調した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント（※3）」について決議案採択しました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、国連女性の地位委員会に提出したものです。

また、平成 27 年（2015 年）9 月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）が採択され、「目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を促進する」が 17 の目標の一つに掲げられました。これを受けて、平成 28 年（2016 年）5 月に、G7 伊勢志摩サミットにて男女格差の解消や、女性の進出について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のための G7 行動指針」が取りまとめられました。

### (3) 国の動き

国では、平成 11 年（1999 年）6 月の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を策定し、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※4）」をはじめとした様々な取組を進めてきました。

近年では、平成 25 年（2013 年）7 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の第 3 次改正が行われ、法律名称の「保護」が「保護等」に変更されました。改正内容は、適用対象の拡大で、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）の相手からの暴力及びその被害者」についても、DV防止法の規定が準用されることとなりました。

さらに最近では、令和元年（2019 年）6 月にも DV 防止法が一部改正され、改正内容としては児童虐待と密接な関連があるとされる DV 被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所等が法文上明確化されるとともに、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確となりました。

また、平成 27 年（2015 年）8 月には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「女性活躍推進法」が成立しました。

このような中、平成 27 年（2015 年）12 月には、国において「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向け「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」の 4 つの目指すべき社会を掲げ、取組の推進を図っています。

さらに、平成 30 年（2018 年）5 月には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されています。

また、「女性活躍推進法」が令和元年（2019 年）6 月に一部改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象は、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されるなど、女性活躍に関する情報公表の強化が盛り込まれました。

女性活躍加速のための重点方針 2019 では、「第 4 次男女共同参画基本計画」を踏まえ「人生 100 年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築」「女性活躍を

支える安全・安心な暮らしの実現」「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札」の視点をもって、重点的な取組を進めています。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）については、世界の動きを受けて持続可能な開発目標（SDGs）実施指針として8つの優先課題を公表しており、令和元年（2019年）6月に実施指針を改定した『拡大版SDGsアクションプラン2019』では、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を3本の柱の一つとしています。

#### （４）東京都の動き

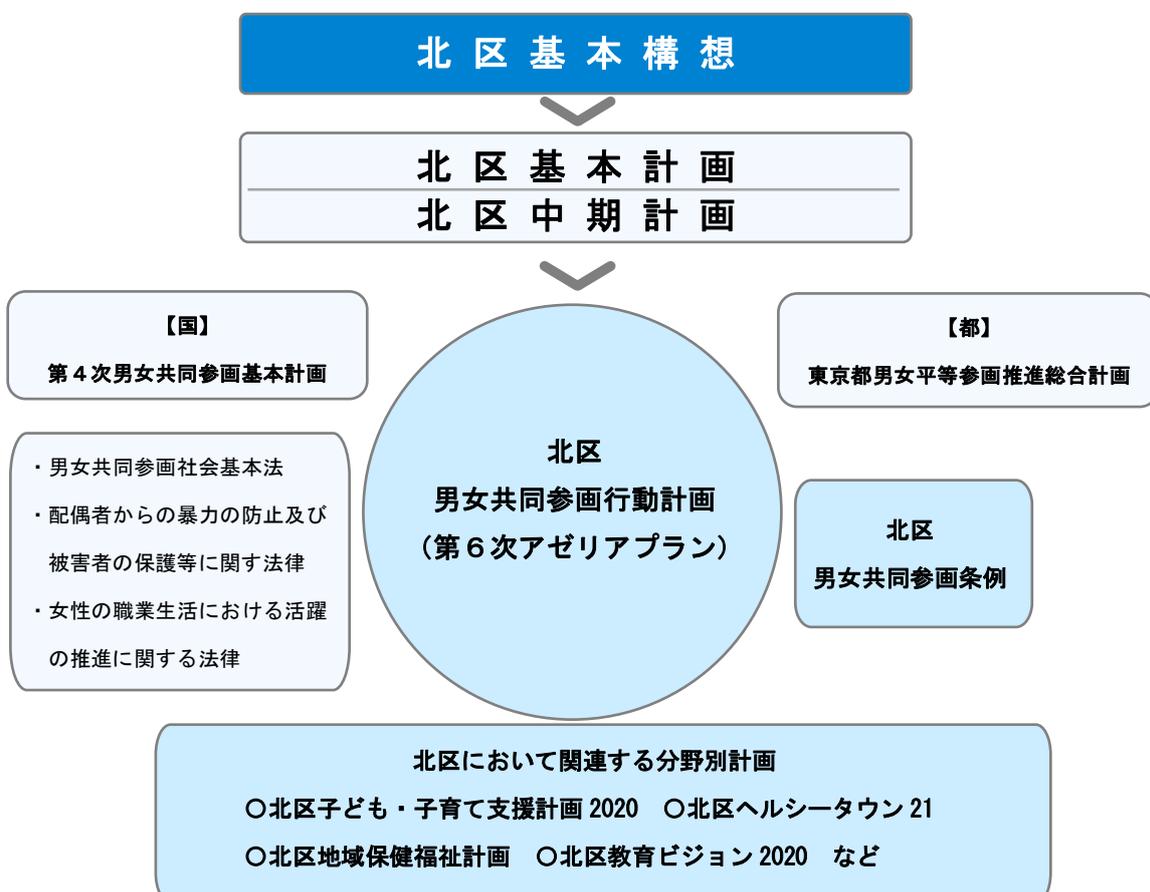
東京都は、平成12年（2000年）3月に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成14年（2002年）1月に男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」を策定して以降、平成19年（2007年）3月に「同東京プラン2007」、平成24年（2012年）3月に「同東京プラン2012」を策定してきました。

平成29年（2017年）3月には、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。「東京都男女平等参画推進総合計画」では、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を重点課題としています。

また、平成30年（2018年）10月には、性自認（※5）や性的指向（※6）等を理由とする差別の解消、及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を策定し、同条例に基づき「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を令和元年（2019年）12月に公表しました。

### 3 計画の性格

- (1) この計画は、北区男女共同参画行動計画「第5次アゼリアプラン（平成27年度～平成31年度）」に続く、第6次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し策定したものです。
- (4) この計画は、区の目指すべき将来像を掲げる「北区基本構想」を実現するための「北区基本計画」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定したものです。
- (5) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進計画」の趣旨を踏まえて策定したものです。
- (6) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- (7) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけます。
- (8) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。



## 4 計画の期間

本計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年計画とします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
<b>第6次アゼリアプラン</b>				

## 5 計画がめざす地域社会の姿

この計画では、条例の基本理念に従い、4つの地域社会の姿を目標としてイメージし、その実現をめざして男女共同参画を推進します。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
- (2) ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会
- (3) あらゆる分野で女性が活躍する地域社会
- (4) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

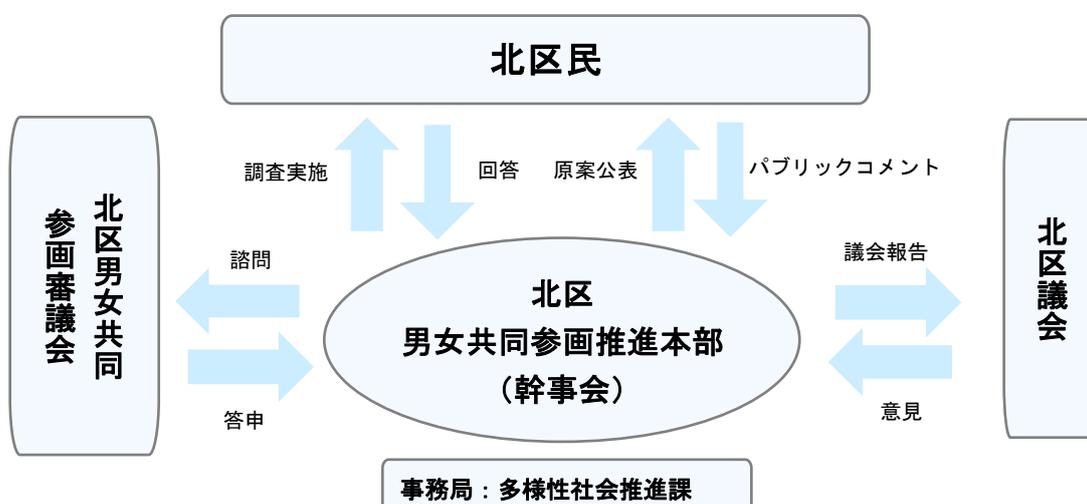
## 6 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 目標の実現に向け、世界や国で推進しているSDGs（持続可能な開発目標）の掲げる目標や目指すべき方向性を踏まえながら、今後5年間に優先的に行う取組を計画化します。
- (2) 区民、地域団体、企業・産業団体、大学など様々な担い手との連携・協働に重点を置いて取組を進めます。
- (3) 計画の実効性を高めるため、数値目標を設定するほか、管理・評価するしくみにより、進捗状況を把握していきます。

## 7 策定体制

この計画は、平成30年度（2018年度）に実施した「北区男女共同参画に関する意識・意向調査」を基礎資料とし、区長の附属機関である「北区男女共同参画審議会」から令和元年（2019年）5月に示された答申を踏まえ、全庁的な策定体制により施策を検討し、策定しています。

「北区男女共同参画行動計画（第6次アゼリアプラン）中間のまとめ」に対するパブリックコメント（意見募集）を令和元年（2019年）12月20日から令和2年（2020年）1月27日まで実施し、北区男女共同参画審議会の審議や区議会からの意見聴取を経て、本計画を策定しました。



# 第2章

## 計画の概要

### 1 計画体系図

[ 男女共同参画条例の基本理念(第3条) ]

[ 目 標 ]

[ 課 題 ]

すべての区民の人権の尊重 (第1項)  
互いの性の理解と健康な生活を営む権利の保障 (第6項)

I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会 …<11 頁>

1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援 …<12 頁>

※「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけ

2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み …<16 頁>

3 生涯を通じた心と体の健康支援 …<19 頁>

4 性の多様性の理解促進 …<21 頁>

家庭生活と社会的活動の均衡と調和 (第5項)

多様な生き方を選択できる社会づくり (第2項)

あらゆる分野における政策・方針の立案・決定への参画 (第3項)

II ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会 …<22 頁>

1 ワーク・ライフ・バランスの推進… …<23 頁>

2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援 …<26 頁>

1 女性活躍のための環境整備 …<31 頁>

2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 …<33 頁>

3 意思決定過程への女性の参画推進 …<36 頁>

※「北区女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけ

あらゆる教育の場における男女共同参画の推進 (第4項)

国際理解の下での男女共同参画の推進 (第7項)

IV 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会 …<40 頁>

1 育ちの場における男女共同参画意識の形成 …<41 頁>

2 日常生活における男女共同参画の推進 …<45 頁>

※ ( ) の項番号は北区男女共同参画条例第3条の項番号を指す

計画を推進するためのしくみ …<48 頁>

1 区の推進体制の充実 …<48 頁>

2 区民、関係機関等との連携・協働 …<51 頁>

[ 施策の方向 ]

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ① 配偶者等からの暴力の未然防止 | ② 配偶者等からの暴力の早期発見の推進 |
| ③ 相談体制の充実        | ④ 被害者支援の充実          |

- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| ① 男女共同参画を阻害する様々な暴力防止への取組み | ② 虐待防止への取組み |
| ③ 人権意識の向上                 |             |

- |   |
|---|
| ① 性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ） |
| ② 健康づくりへの支援                             |

- |              |
|--------------|
| ① 性の多様性の理解促進 |
|--------------|

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ① 企業等への働きかけと支援   | ② ワーク・ライフ・バランスへの理解促進 |
| ③ 男性の働き方に対する意識改革 | ④ 治療と仕事の両立支援         |

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| ① 子育て支援の充実           | ② 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実 |
| ③ 介護・看護をサポートするしくみづくり |                          |

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ① 女性活躍推進法に基づく協議会の運営 | ② 女性活躍を阻害するハラスメントの防止 |
| ③ 男女がともに担う家庭生活      |                      |

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① キャリア形成のための支援 | ② 多様な働き方への支援 |
| ③ 起業家・自営業者への支援 |              |

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ① 多様な分野への女性の参画推進 | ② 女性のリーダー育成・登用支援 |
|------------------|------------------|

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ① 学校教育等における男女共同参画意識の形成 | ② 家庭における男女共同参画意識の形成 |
| ③ 地域における男女共同参画意識の形成    |                     |

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| ① 男女がともに自立し生活するための支援     | ② 男女双方の視点に配慮した防災対策の充実 |
| ③ 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大 |                       |

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| ① 職員の意識啓発                      | ② 計画の進捗管理 |
| ③ スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実 |           |

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ① 区民、地域団体等との連携 | ② 企業・産業団体等との連携 |
| ③ 大学との連携       |                |

## 2 計画の内容

### (1) 目標 I 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での基本的理念であり、男性も女性も各人が、お互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会形成の前提となるものです。

経済・社会のグローバル化や世帯構成の変化が進む中、新たな問題が見られるようになってきています。女性、高齢者、若年層、障がい者や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）であることを理由として、人権侵害や困難な状況に置かれている場合もあり、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

特に女性においては、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）やストーカー行為（※7）、性暴力、セクシュアル・ハラスメント等（※8）は、その形態を問わず男女共同参画社会の実現を阻害する要因となります。これらの加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくなく、被害にあった者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体や心に一生かかっても回復できない傷を受ける場合も多くみられます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るために関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

令和元年（2019年）6月に改正されたDV防止法では、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されており、児童虐待と連携を強化しDV被害者支援を進めていくことが必要です。

生涯にわたって心と身体の健康を保つことは、より良い家族関係、人間関係を構築し、互いに尊重し合う関係づくりの基本となるものです。女性の妊娠出産期における健康支援や、男女が互いに自分や相手の身体機能や特徴を理解する事が求められます。一人ひとりが主体的に健康管理を行い、健康づくりに取り組む環境整備を行っていくことが必要です。

また各種メディア等が発信する情報に暴力表現や配慮を欠いた性表現などがしばしば見られます。メディア等における人権尊重を確保することも重要です。

男女が共に個性と人格を尊重し合う社会をつくるためには、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、暴力は重大な人権侵害であるとの認識のもと、あらゆる暴力の根絶に向け、区民と各関係機関と連携して被害者の支援に取り組むことが重要です。

## 課題 1 「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

国は平成13年（2003年）4月にDV防止法を制定し、3度目の改正（平成25年（2013年）成立）では、同居する（していた）交際相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされることになりました。令和元年の改正により、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所等が法文上明確化されており、児童虐待と連携を強化しDV被害者支援を進めていくことが必要です。

区においても「北区配偶者からの暴力防止連絡協議会」（※9）を設置し、DVに関わる問題の早期解決、再発防止、被害者支援のために各関係機関と連携して取組を行っています。平成28年（2016年）には配偶者暴力相談支援センター（※10）機能を整備し、相談体制の充実や、「要保護児童対策地域協議会（※11）」などの関係機関と緊密な連携を図るなど総合的な対応を行っています。

内閣府男女共同参画局が行った『男女間における暴力に関する調査』（平成30年（2018年）3月）によると、女性の約4人に1人は配偶者から暴力を受け、また約10人に1人は何度も受けていると回答しています（表1）。

「北区男女意識意向調査」では、身体的暴力を受けた経験がある女性は15.7%（男性5.9%）、精神的暴力を受けた経験がある女性は18.8%（男性7.6%）、性的暴力を受けた経験がある女性は7.5%（男性0.6%）、経済的暴力を受けた経験がある女性は10.6%（男性3.0%）などという結果が出ています（表2）。また、北区における配偶者・パートナーからの暴力の相談件数は、平成28年度（2016年度）が629件（うち男性18件）、平成29年度（2017年度）が673件（うち男性12件）となっています。

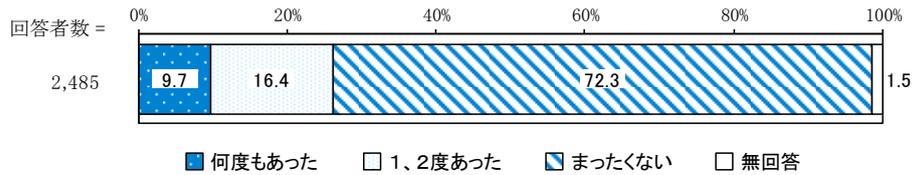
DV被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。「夫のいう事を聞かない妻が悪い」といった「被害者が悪い」という周囲の認識不足や、夫への恐怖心や経済的な不安などから被害を訴えることができない妻の孤立などから、被害者が潜在化するケースも多くあると思われます。夫婦関係を見直し、加害者・被害者を生まない男女平等の意識づくりが大切です。

さらに、家庭内における暴力のみならず、若年層を対象とした交際相手からの暴力の防止も必要です。配偶者間ではなくとも、恋人といった親しい間柄でも暴力の問題が起きており、「デートDV」と呼ばれています。高校生や大学生の間で、暴力という認識がないまま交際相手によって暴力行為が行われているケースがあり、若年層に対しても啓発を行う必要があります。

暴力防止への理解を広く区民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの区民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うことが求められます。

また、DVは放っておくと被害が深刻になっていきますので、早期発見が大切です。そのためにも警察や医療機関、民間団体との連携を強化しながら、被害者の安全を確保し、自立までの支援を図っていくことが重要です。

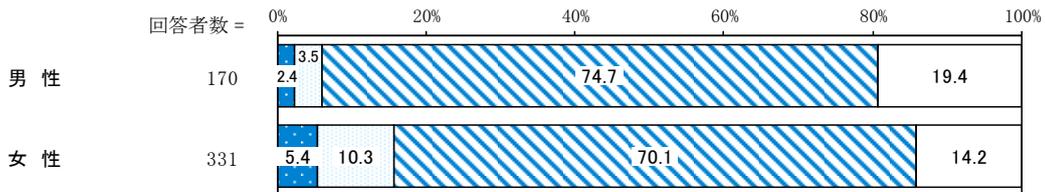
配偶者からのドメスティック・バイオレンスの経験（全国）（表1）



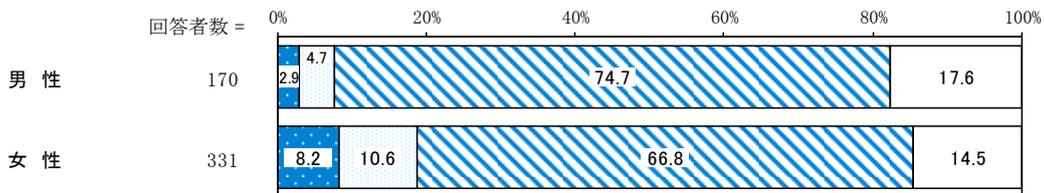
資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（平成30年3月）

配偶者からのドメスティック・バイオレンスの経験（北区）（表2）

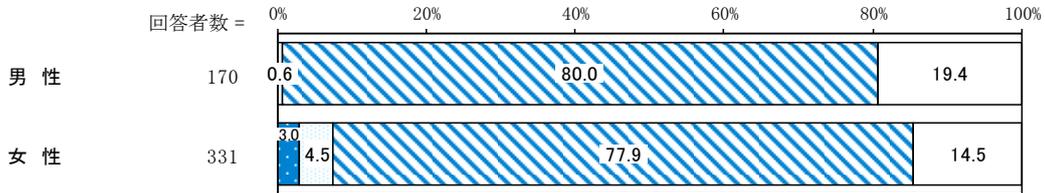
（身体的暴力）



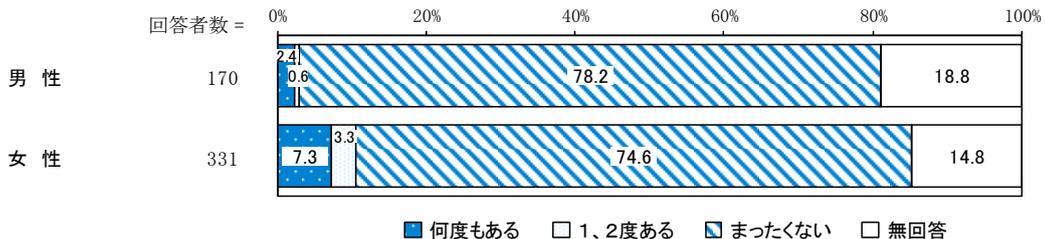
（精神的暴力）



（性的暴力）



（経済的暴力）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

## Ⅰ 施策の方向 Ⅰ

### ① 配偶者等からの暴力の未然防止

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を広く区民に向け、様々な機会を捉えて啓発します。また、将来、子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組みます。

No.	取組	取組の内容	担当課
1	配偶者等からの暴力の防止に関する啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を講座、パンフレットや情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行います。	多様性社会推進課
2	ストーカー行為被害防止に関する啓発	区民がストーカー行為に気づき、また、ストーカー行為が深刻な人権侵害であるという認識を深めるため、パンフレットや情報誌等で意識啓発を行います。	多様性社会推進課

### ② 配偶者等からの暴力の早期発見の推進

医師や保健医療機関、学校、保育所、民生委員・児童委員、福祉関係者など日常の業務の中で配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にいる関係者と連携し、被害者の安全を配慮しながら適切な対応が図られるよう、情報提供を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
3	関係機関との連携強化	被害者の早期発見のために「配偶者からの暴力防止連絡協議会」等の運営を通して、医療機関や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を推進します。また、DV対応マニュアルの配付により情報共有を図ります。	多様性社会推進課

### ③ 相談体制の充実

被害者本人や配偶者等からの暴力に気づいた人が、すぐに相談することができ、適切な支援が総合的に行えるように相談体制の充実を図ります。また、加害者への取組は、引き続き「相談」の一環として行っていきます。

No.	取組	取組の内容	担当課
4	相談窓口の周知	被害者が早期に相談窓口を利用して、様々な支援情報を得られるようにするため、「DV防止に関するDV相談カード」の配布等により窓口の周知を図ります。	多様性社会推進課
5	相談事業の充実	こころと生き方・DV相談*、女性のための法律相談、教育相談、母子・父子、婦人相談など多様な相談の場において、DVに関する問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、問題解決に向けての支援等を行います。また加害者への取組は引き続き「相談」の一環として行います。	多様性社会推進課 生活福祉課 教育総合相談センター
6	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	被害者の早期発見と総合的な支援等を行うため、「配偶者暴力相談支援センター」の運営の充実に努めます。	多様性社会推進課

\*こころと生き方・DV相談：スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）で行っている相談業務で、DV、夫婦、親子関係、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントや人間関係、LGBT等に関することなど、生きていく上での様々な問題の相談に応じている。

### ④ 被害者支援の充実

被害者の安全を確保しながら、就労や住宅の情報提供、子どもの教育等の支援について、関係機関と連携し、生活の再建・自立支援の充実を図ります。

No.	取組	取組の内容	担当課
7	安全確保のための支援体制の充実	緊急一時保護を実施するとともに、被害者の個人情報に関係機関が連携しながら管理の徹底を行い、被害者の安全を守ります。	生活福祉課
8	自立支援の充実	被害者の生活再建をはじめとし、同行支援の実施や自助グループ活動の支援等、被害者が新たに自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら総合的かつ継続的な支援を行います。	多様性社会推進課 生活福祉課
9	再発防止への取組み	DV加害経験者に対して、再び加害者となることがないように、講座・情報誌等により啓発します。	多様性社会推進課
10	関係機関・団体等との連携強化	円滑な被害者支援等を行うため、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係部署や警察等との情報共有を図るなど連携を強化します。	多様性社会推進課

## 課題2 「性別等にかかわる人権侵害防止への取組み」

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

男女の人権を侵害する暴力問題は、DV以外にもあります。家庭内の暴力行為は配偶者間に限られたことではなく、また児童や高齢者、障害者に対する虐待も大変深刻な問題です。

女性活躍推進法の改正では、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることとなっています。

高齢者虐待や障害者虐待では、介護者の介護に対する不安や疲労、ストレスなどの蓄積から虐待に至るケースが数多く報告されています。児童虐待も、孤立した母子関係や父子関係などがストレスになり、虐待に至るケースがあります。また、DVのある家庭では、同居する子どもにも直接被害が及ぶケースがあり、身体的・心理的外傷を与えるなど、児童虐待が複合的に発生する場合があります。

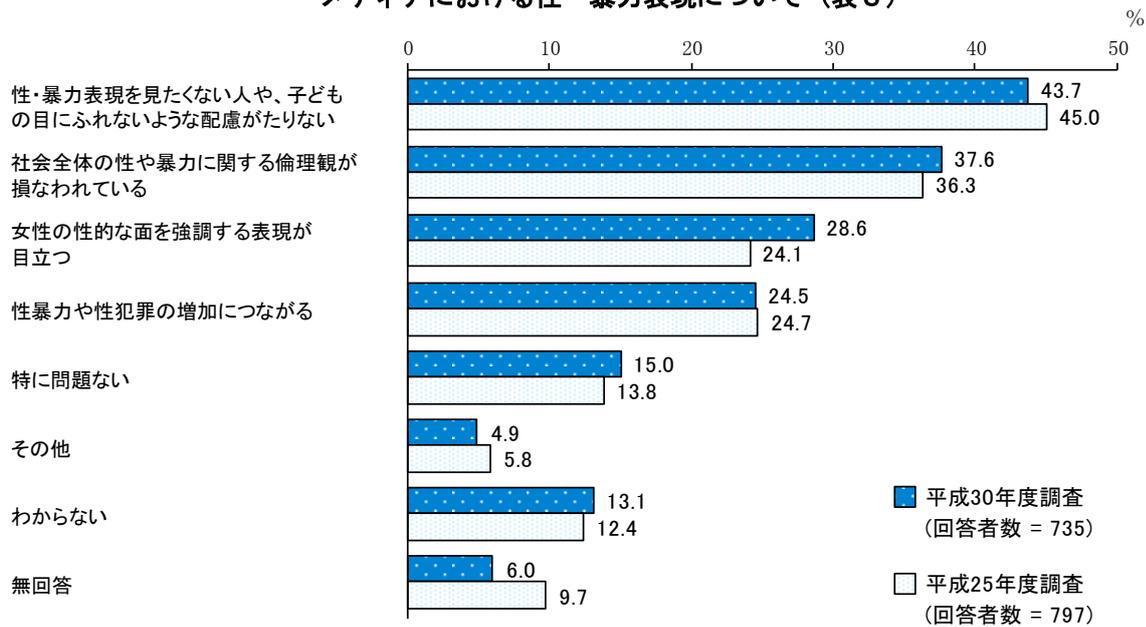
これらの虐待も、DVと同じように家庭内でおこることが多いため、周囲が気づくことが難しく、また、被害者が被害を自覚しにくい、訴えにくいという深刻な問題があります。加害者・被害者を生まないために、介護や育児が必要な家庭への支援や、孤立を防ぐ取組が求められます。

また、テレビやインターネットなど様々なメディアから流される暴力表現や、女性や子どもの性を商品化するような表現は人権を侵害し、誤ったイメージを社会に広める可能性があります。「北区男女意識意向調査」では、メディアにおける性・暴力表現について、「社会全体の性や暴力に関する倫理観が損なわれている」と感じている人の割合が、37.6%となっています。また、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」と感じる人の割合は、28.6%となっています。

いずれも平成25年度（2013年度）の同調査からは割合が増えており（36.3%→37.6%、24.1%→28.6%）、メディアの表現に対して、男女共同参画の観点から問題があると感じている人が多くいることがわかります（表3）。

男女共同参画社会の視点に立って、こうした表現を改めていくためには、情報の受け手がメディアリテラシーを高め、正しい判断と意思表示をすることが必要です。さらに、個人情報流出は人権侵害に結びつく場合もあることから、情報の扱いには十分留意することが求められます。

メディアにおける性・暴力表現について（表3）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

## 施策の方向

### ① 男女共同参画を阻害する様々な暴力防止への取組み

学校、地域等あらゆる場面でのセクハラ・パワハラ等の防止のために啓発活動を行います。また、子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、若年層を対象にデートDV、JKビジネス（※12）、アダルトビデオ出演強要等被害防止に関する啓発を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
11	セクシュアル・ハラスメントや性暴力などの防止に関する啓発	職場におけるセクハラ・パワハラ等の防止について情報誌・パンフレット・講座による啓発を行います。	多様性社会推進課
12	若年層に対するデートDV、性被害防止等に関する意識啓発及び相談窓口の周知	子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、中学生並びに高校生等の若年層を対象にデートDVやJKビジネス問題等に関する予防啓発講座やパンフレット等で意識啓発を行います。また、相談窓口を周知します。	多様性社会推進課

## ② 虐待防止への取組み

児童、高齢者、障害者等への虐待等、人権を侵害する行為の未然防止のため、関係機関との連携を強化するとともに、虐待等に関する意識啓発の研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図ります。

No.	取組	取組の内容	担当課
13	虐待の早期発見の取組強化と関係機関・団体等との連携	児童、高齢者、障害者等への虐待等、人権を侵害する行為の未然防止と早期発見に向け、切れ目のない総合的な支援を行うため、関係部署と連携を図り、取組を一層強化します。	高齢福祉課 障害福祉課 子ども家庭支援センター
14	虐待防止に関する意識啓発	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等に関する知識・情報提供及び意識啓発の研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図ります。	高齢福祉課 障害福祉課 子ども家庭支援センター

## ③ 人権意識の向上

日常生活において、判断能力が十分でない高齢者や障害者等の支援を行うことにより、権利擁護の推進を図ります。また人権尊重や男女共同参画の視点に立って、一人ひとりがメディアからの情報を正しく読み取り、選択する意識を培うための啓発を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
15	あらゆる人々の権利擁護の推進	様々な相談の場を通じ、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な権利擁護（成年後見制度等）を受けられるよう取組みます。	広報課 高齢福祉課 障害福祉課 子ども家庭支援センター
16	メディアの持つ特性の理解促進	学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通してメディアリテラシーを育成します。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、講座、情報誌等により啓発を行います。	多様性社会推進課 教育指導課
17	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、性別、社会的身分等による、人権侵害を防止するため、人権意識の向上の啓発を行います。	多様性社会推進課 障害福祉課

### 課題3 「生涯を通じた心と体の健康支援」

#### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

思春期や高齢期など生涯を通して、男女がお互いに自分や相手の身体の機能や特徴の理解を深め、思いやりを持ち、健康に生涯を過ごしていくことは、男女共同参画を推進する上でとても重要なことです。

性と生殖に関する健康と権利を守る取組が、性別や世代を越えて強く求められています。特に女性は、人生の各段階（思春期・妊娠・出産期・更年期・高齢期など）に応じて、男性とは異なる健康問題があることを理解する必要があります。近年では、男女それぞれの性差に留意した適正な診療（性差医療）や女性特有の健康上の問題を相談しやすい医療環境づくりとして女性専門外来などの取組が行われています。

妊娠や出産期は、女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができる環境を確保し維持することが必要です。女性の健康を支える上で、医師をはじめ医療関係者が大きな役割を持っており、東京都では出生千人当たりの産婦人科・産科医師数は全国平均を上回っており、近年、若干増加傾向にあります。東京都では安心して出産する環境を確保するため、医療機関等と連携して母子保健医療体制の整備に努めることとしています。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、健康診断などを充実させるほか、区民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。

近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、こころの健康づくりも課題の一つです。世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。

また、若年層において、未熟な性意識や思慮に欠ける性行動がみられており、学校とも連携し、効果的な予防啓発等に取り組んでいく必要があります。

男女が互いの性差に応じた心身の健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進していくことが重要です。

## 施策の方向

### ① 性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※13）

男女がともに性と生殖に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて、双方がよりよい協力関係を保てるよう、性別や世代に捉われず、正確な情報や科学的知識に基づいた性と生殖に関する健康と権利を守る取組を進めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
18	母子保健事業の充実	女性が安心して妊娠・出産から育児期を過ごすことができるよう、保健医療の情報提供を行うとともに、妊産婦健康診査や訪問指導、出産・育児応援事業等の支援を進めます。	健康推進課 子ども家庭支援センター
19	情報提供と男性の理解促進	子育て中の父親が、育児に関する情報を簡単に取得し、育児への理解促進につながるよう、きたハピ*、子育てガイドブック等の子育て支援情報の充実を図ります。	子ども未来課
20	性に関する学びの提供	性差に着目し、男女特有の疾病の予防・早期発見を図るため、学ぶための機会や情報誌等による情報提供を行います。また、妊娠・出産等女性のライフステージに応じた相談に対応します。	多様性社会推進課 健康推進課 中央図書館
21	エイズや感染症などの情報提供	エイズや性感染症等に関する相談・検査を実施するとともに、予防健康教育を実施し、正しい知識や情報を提供します。	健康推進課 保健予防課

\*きたハピ：北区の子育てについて、目的別や年齢別など、様々な情報を探することができるツール。北区からのお知らせやみんなの質問など、子育てに役立つ情報を確認することができる。

### ② 健康づくりへの支援

生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見や心身の健康増進などの支援を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
22	区民健診の受診促進	生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見につながるような基本的な健康診査を行い、区民の健康管理を進めます。また、乳がんや子宮がんなど女性に多い疾病について、検診の受診率向上に努めます。	国保年金課 健康推進課
23	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。	健康推進課
24	メンタルヘルスに関する情報提供と支援	保健師や臨床心理士による、心と体の健康に関する相談体制の充実や、パンフレット・情報誌によるメンタルヘルスに関する啓発・情報提供を行います。	多様性社会推進課 健康推進課

## 課題4 「性の多様性の理解促進」

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

人には、年齢、生活習慣や人生観などに多様性があり、一人ひとりに個性・特徴があります。「性」についても、性的指向や性自認など様々な性のあり方があります。

近年では、性的指向や性自認において多数とは異なる個性をもつ性的少数者の割合は、公的な統計等は存在していませんが、企業等による調査結果では平均で全人口の約5～8パーセント程度存在すると言われています。性的少数者が直面する課題は、教育・就労・公共サービスなどの様々な場面に及んでいます。

北区では、平成27年（2015年）3月に策定した第5次アゼリアプランの中間の見直しの中で、「多様性を尊重した人権意識の啓発」を位置づけ、性的指向・性自認等あらゆる人々の人権についての理解促進を図っています。

最近では、性的少数者の人権尊重のため、パートナーシップ認証制度（※14）を導入する自治体があり、23区では5区実施（平成31年（2019年）4月時点）しています。

性の多様性への理解を深めるため、正しい知識を身につけるための啓発や、性的少数者の相談体制の確立のための取組をさらに進めていくことが求められます。

### Ⅰ 施策の方向 Ⅰ

#### ① 性の多様性の理解促進

性の多様性の正しい理解と、知識の普及啓発のため、講座の実施やパンフレットを配布します。また、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の悩みに寄り添えるよう相談体制の充実に努めます。また、パートナーシップ認証制度については引き続き調査・検討を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
25	性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、区職員に対する研修等を行います。	職員課 多様性社会推進課 中央図書館
26	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の相談体制の充実	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の悩みに寄り添えるよう相談体制の充実に努めます。 相談等に対応する職員等及び教職員が、多様な性自認・性的指向に対する理解を深め、適切な配慮・対応が取れるよう対応マニュアルを作成します。	多様性社会推進課

## (2) 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

社会や経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。少子高齢化が進み、雇用環境も大きく変わっていく中で、男女の働き方や暮らし方の見直しが必要となってきています。近年、男女ともに仕事と家庭の両立を意識する人が増加しています。自分自身や家族との時間を大切にしつつ、仕事との両立を図るというワーク・ライフ・バランスの重要性が強く意識されています。

ワーク・ライフ・バランスは、女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる地域社会にとって不可欠です。性別にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方を選択できる社会を実現するためには、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、家庭生活と仕事の調和を推進していくことが重要です。

所定外労働時間や通勤時間が長いことは、結果として平日の帰宅時間が遅くなり、家庭生活に大きな影響を及ぼします。企業・組織にとっても、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入などにより働き方を見直すことは、生産性の向上や競争力の強化につながります。

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく行うことが求められています。また、企業が多様な人材を生かし、活力ある社会を築くために、ワーク・ライフ・バランスを社会的に広めていくことが必要です。

ワーク・ライフ・バランスを単に仕事と育児の両立支援策として捉えるのではなく、すべての人の問題であることを認識することが重要です。その上で、個人のライフステージに応じた働き方を選択し、仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく両立させることができるよう、環境整備を進めていく必要があります。

## 課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

国は、平成29年（2017年）3月に取りまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、罰則付きの時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備等について、スピード感をもって実行していくとしています。また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を進めています。

「北区男女意識意向調査」では、仕事と私生活の両立について「バランスよく両立させる」という考えを支持するという回答が、全体では53.5%で最も高くなっています。しかし性別別にみると、「仕事を優先する」「どちらかという仕事を優先する」では男性36.4%、女性15.7%、「仕事と私生活をバランスよく両立させる」は男性44.2%、女性59.4%となっており、差異があります（表4）。

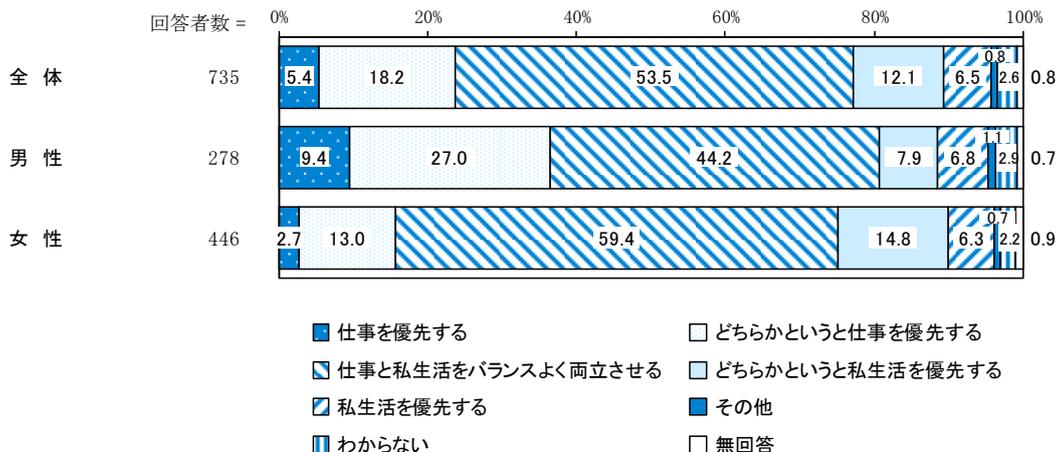
内閣府の『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成28年（2016年）9月調査）によると、「家庭生活」や「地域・個人の生活」より「仕事を優先したい」と答えた者の割合は8.9%に過ぎませんが、実情として「仕事優先」となっていると答えた者の割合は25.5%に上ります（表5、6）。

長時間労働は、疲労や心身の不調をもたらす健康面でも影響を及ぼすと言われているほか、メンタルヘルス面での不調の原因にもなることがあります。働く人の健康を支える上でも、長時間労働の解消など「働き方の見直し」を進める必要があります。

企業には雇用環境の整備などの取組を促進していくことが重要ですが、規模の小さな企業ではワーク・ライフ・バランスの取組を進めることが難しいことも多く、経営状態に応じた支援が必要です。ワーク・ライフ・バランスの取組が進むと、企業にとっても、優秀な人材の確保・定着、労働者の意欲の向上、仕事の見直しと効率化、企業のイメージアップや社会的評価の向上など、様々なメリットが考えられます。

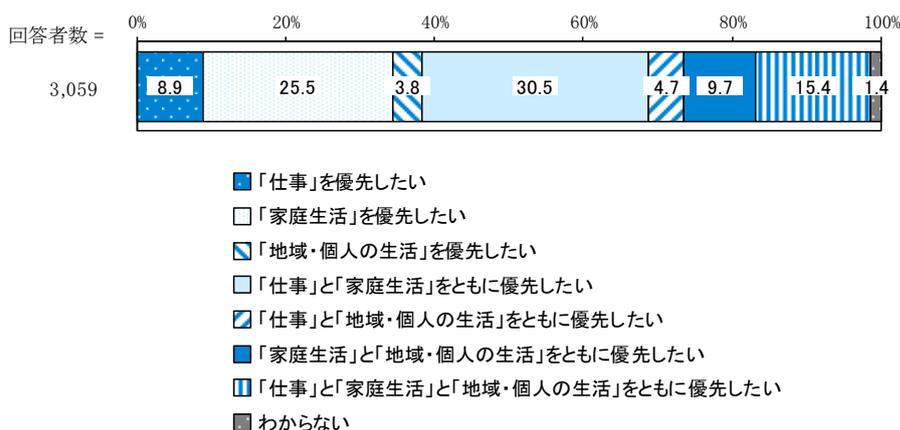
男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。

仕事と私生活の両立についての考え（表4）



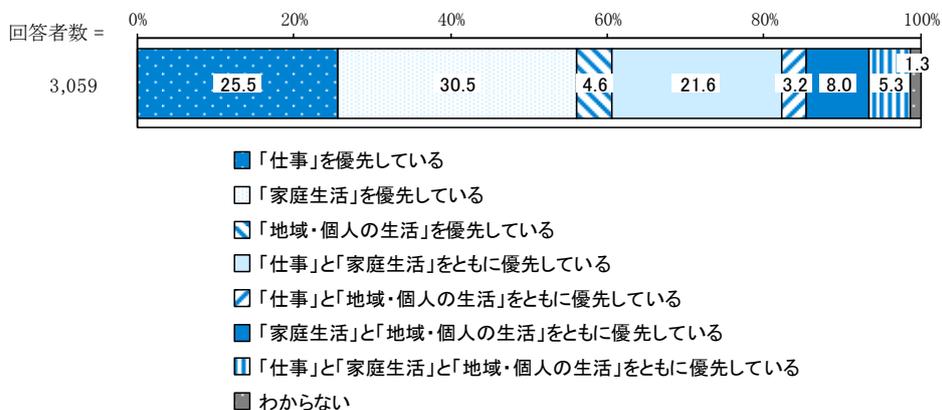
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の両立についての考え（希望）（表5）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年9月調査）

仕事、家庭生活、地域・個人の生活の両立についての考え（現状）（表6）



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年9月調査）

## Ⅰ 施策の方向 Ⅰ

### ① 企業等への働きかけと支援

企業のワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るために啓発活動を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組に秀でている企業の顕彰及び取組事例の紹介等を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

No.	取組	取組の内容	担当課
27	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内中小企業等を顕彰し、企業の取組事例等を広くPRするなど、取組を支援します。また、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等をサポートします。	契約管財課 多様性社会推進課
28	企業等におけるダイバーシティの推進への支援	企業におけるダイバーシティ経営*の推進にむけて、企業向けセミナーやパンフレット等による啓発及び情報提供を行うとともに、産業団体との連携を強化します。	多様性社会推進課 産業振興課

\*ダイバーシティ経営：多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営のこと。（経済産業省のHPより）

### ② ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

家事・育児の担い手として、男性への積極的な意識啓発などを行い、男女がともに家事、育児、介護などに積極的に参加できるよう働きかけます。

No.	取組	取組の内容	担当課
29	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等及び仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座やパンフレット、情報誌等により、情報提供を行います。	多様性社会推進課

### ③ 男性の働き方に対する意識改革

自分らしい働き方を選択し、豊かな生活をおくれるように、男性の育児休業取得の促進（取得者増、取得期間延長）をはじめとして、男性が家事・育児を容易に分担できるように働き方を見直すなどの意識改革を進めるとともに、中小企業、自営業、自由業への労働時間管理に関する啓発を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
30	男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発	男性が子育てや家事に主体的に参画するため、自分に合った子育ての仕方を学ぶ講座の開催をはじめ、男女が共に担う子育ての環境づくりを行います。	多様性社会推進課 子ども未来課

#### ④ 治療と仕事の両立支援

疾病に対する労働者自身の不十分な理解や、職場の理解・支援体制不足により離職に至ってしまうことがないよう情報提供に努めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
31	疾病を抱えた労働者の治療と仕事を両立するための情報提供	疾病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるよう、労働者自身や職場の理解を深めるための講座の開催やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供を行います。	多様性社会推進課

### 課題2 「子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」

#### Ⅰ 現状・課題

我が国では少子高齢化が進み、2025年（令和5年）には65歳以上の高齢人口の割合が約3割に達すると推計されています。ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、子育てや介護・看護を地域社会全体の問題として捉える必要があり、区民が不安や孤立感を抱えずに、いつでも安心して子育てや介護・看護を行える環境を整えることが重要です。

「北区男女意識意向調査」の結果では、「子育てと仕事の両立に必要な支援」について、「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」54.0%が最も高くなっています。次に「妊娠中や育児時間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）」45.3%、「育児休業制度や再雇用制度の普及促進及び円滑に利用できる環境づくり」42.7%と続いています（表7）。

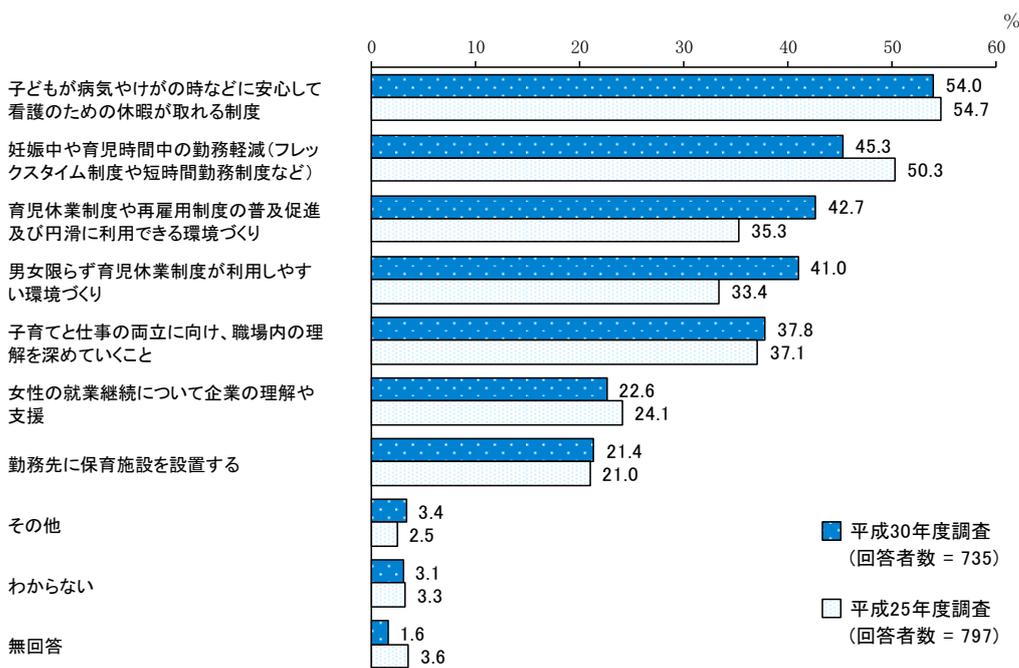
国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、第1子出生年別にみた出生前後の妻の就業状況は、出産の前後とも就業している妻の割合は2010～14年（平成22～26年）に38.3%となり、それまでと比べて大きく上昇しました。特に、育児休業制度を利用して出産後も就業を継続する妻の割合が大きく伸びています。出産前に就業していた妻に限ると、就業を継続した者の割合は53.1%となりましたが、子育て女性の就業状況は、正社員として働く女性は17.7%に過ぎず、約2人に1人がパート、アルバイトといった非正規雇用です。出産後の再就職にあたっての課題・不安に関しては、「子育てと両立できるか不安」が約5割を超えています。

総務省「労働力調査（詳細集計）」では、介護・看護を理由として過去1年以内に離職した者は平成29年（2017年）には10万人となっており、その内訳は、女性7万人、男性3万人であり、女性が7割を占めています。介護をしながら働き続けられるよう、政府は、介護の受け皿拡大や、介護人材の確保・育成を進めています。

「北区男女意識意向調査」では、「介護と仕事を両立するためにはどのような支援が必要だと思いますか」という設問に対し、「職場の理解」65.4%、「介護休業制度の周知・取得」44.8%、「介護保険サービスの周知・充実」37.8%、「介護者の相談・支援の充実」37.0%、「家族の協力」32.9%と続いています（表8）。

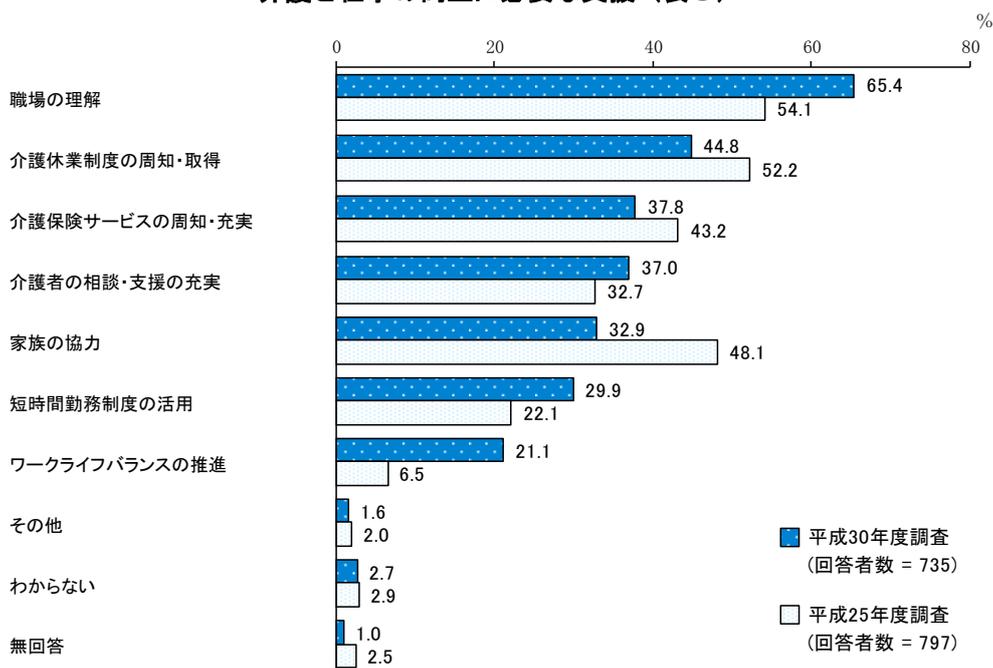
介護による離職者の防止及び離職した人の再就職支援については、企業・労働者並びに介護者に対して、介護制度や介護休業制度等の情報及び再就職に関する情報等を提供する必要があります。

子育てと仕事の両立に必要な支援（表7）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

介護と仕事の両立に必要な支援（表8）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

## Ⅰ 施策の方向 Ⅰ

### ① 子育て支援の充実

地域による子育ての支援、育児中の養育者の相談体制の充実などを図ります。

No.	取組	取組の内容	担当課
32	子育て家庭への支援	地域による子育ての支援や、乳幼児親子の新たな居場所づくりなど、子育て支援の一層の充実を図ります。また、育児中の養育者の相談体制の充実なども図ります。	多様性社会推進課 子ども未来課 子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター
33	地域で支えあうしくみづくり	地域住民の相互援助活動として、ファミリー・サポート・センター事業*の制度をより充実させ、地域全体で子育て家庭への支援を行います。また、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点の充実を図るため、放課後子ども総合プラン*を推進します。	多様性社会推進課 子ども未来課 子どもわくわく課 子ども家庭支援センター
34	困難を抱える家庭への支援	生活困窮・ひとり親家庭等の困難を抱える家庭へ各種生活支援・給付事業などを行うとともに、経済的な自立に向けた支援や子どもへの学習支援を行います。	生活福祉課 子ども未来課 子ども家庭支援センター
35	相談体制の充実	子育て中の様々な不安や悩みをひとりで抱えずに、安心して子育てができるように、いつでも気軽に相談できる窓口や体制の充実を図ります。	健康推進課 子ども未来課 子どもわくわく課 子ども家庭支援センター

\*ファミリー・サポート・センター事業：会員制の区民による育児支援活動。支援してほしい会員と支援したい会員をマッチングし、子育て世代の仕事と育児の両立及び地域の子育て機能強化を図る。

\*放課後子ども総合プラン：平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、区内の小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供している。

### ② 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

保育施設の整備により、待機児童解消の推進や病児保育の拡充へ取組を強化します。

また、就学後の支援についても引き続き推進します。

No.	取組	取組の内容	担当課
36	保育サービスの充実	働く男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育施設の整備を進め、待機児童の解消を図り、保育サービスの充実に努めます。	子ども環境応援担当課 保育課
37	就労形態など事情に応じた多様な保育サービスの充実	延長保育、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育ニーズに合わせた保育サービスの充実を図ります。	保育課
38	就学後の支援	小学校への就学時に親子ともにスムーズに生活が移行でき、安心して過ごせるよう学童クラブの充実を図るとともに、放課後子ども総合プランを推進します。	子ども環境応援担当課 子どもわくわく課

### ③ 介護・看護をサポートするしくみづくり

家族の介護・看護による離職防止や離職後の職場復帰のための情報提供など、介護者に対する支援を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
39	地域で支えあうしくみづくり	高齢者あんしんセンターの機能強化とともに、高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図り、医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築への取組を進めます。	高齢福祉課 長寿支援課
40	介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援	家族の介護や看護による離職防止のため、介護保険制度の利用方法等をはじめ、介護・看護と仕事の両立に役立つ知識・情報等を早い段階から提供します。また、離職後の職場復帰のための情報提供等に取組みます。	多様性社会推進課

### (3) 目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会をめざします。

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入することとなり、将来の労働力不足が懸念されています。このような状況の中、持続的な成長を実現し、社会の活力を持続していくためには、家庭、地域社会、就労の場などあらゆる分野で、女性の力が最大限に発揮されるようにしていくことは喫緊の課題です。

国は、令和元年（2019年）6月に女性活躍推進法を一部改正し、同時期に公表した「女性活躍加速のための重点方針2019」では、「第4次男女共同参画基本計画」を踏まえ、「人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築」「女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札の視点をもって、重点的に取組を進めています。また、SDGs（持続可能な開発目標）では、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図ることを目標の一つに掲げています。

働く女性の増加に伴い男女雇用機会均等法をはじめとする法整備は進んでいますが、女性の管理職比率などは国際的にみるといまだに低い水準にあり、その進捗状況や成果についても、企業等の規模により差があります。

世界経済フォーラムが公表している各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」令和元年（2019年）によると、日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位となり、前年の149か国中110位より順位が下がっています。この指数は、経済、教育、健康、政治の4つの分野のデータから構成されていますが、特に経済・政治分野において数値が低い結果が出ています。

共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中で、女性と男性が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを推進するとともに、家事や育児、介護など、幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会を目指していく必要があります。

また、男女共同参画社会では、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定参画できる機会が与えられることも重要です。

平成30年（2018年）5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されましたが、政治分野や政策・方針決定の場への女性の参画は、十分でない状況にあります。

政策・方針決定過程に、女性の参画が遅々として進んでいない現状では、多様な意見が反映されず、また女性の能力が発揮される機会も広がりません。

女性があらゆる分野で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動できる環境が必要となります。組織の政策や方針が決定する場で、より多くの女性が重要な役割を担うことにより、自分らしく人生を過ごすことができるようになり、多様な価値観を取り入れた豊かで活力のある社会の実現にもつながります。

## 課題 1 「女性活躍のための環境整備」

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、働く場における女性への偏見や性差別へとつながり、さらにはセクシュアル・ハラスメント等の発生を招くリスクがあります。

セクシュアル・ハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為です。雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会においても発生する可能性があり、性別・性的指向・性自認を問わず被害者となる恐れがある一方、誰もが加害者となる可能性があります。

また近年、職場における人権侵害として、パワーハラスメントの問題が深刻化しています。セクシュアル・ハラスメントと同様に、社会的に許されない行為であることを広く認識させるための取組が必要です。

働く場において、男性と女性が互いの人権を尊重して対等なパートナーとして認め合い、性別による役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組が必要です。

また、企業に対しても、従業員が能力を十分発揮できる多様な働き方への取組が男女を問わず必要なことを啓発していくことが必要です。

## Ⅱ 施策の方向 Ⅱ

### ① 女性活躍推進法に基づく協議会の運営

地域における様々な関係機関がネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた取組を進める枠組みとして女性活躍推進法に基づく協議会を設置し、具体的な課題解決策を検討します。

No.	取組	取組の内容	担当課
41	女性活躍推進法に基づく協議会の運営	女性活躍推進協議会を設置し、女性活躍推進に係る関係機関と連携し、課題解決策を検討します。	多様性社会推進課

### ② 女性活躍を阻害するハラスメントの防止

職場等でのセクハラ・パワハラ・マタハラ等の防止に向けて、使用者及び労働者に対して啓発を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
42	職場等あらゆる場面でのハラスメントの撲滅に向けた啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する意識の向上を図るため、講座やパンフレット・情報誌等による啓発を行います。また、区職員に対する研修を行います。	職員課 多様性社会推進課

### ③ 男女がともに担う家庭生活

男性が家事や子育てを実際に分担・協力して担うための知識やスキルを身につける講座の実施や、参加者同士が家事や子育てのアイデアや経験を分かち合う場を提供し、家庭内で男女がともに協力しながら家事や子育てを分担することができるよう働きかけます。

No.	取組	取組の内容	担当課
43	男性の家事・子育て協働支援	男性にとっての男女共同参画の意義や取組に関して、講座等により意識の啓発を図ります。	多様性社会推進課 子ども未来課

## 課題2 「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

国は第4次男女共同参画基本計画において、強調する視点の一つとして「あらゆる分野における女性の活躍」を掲げています。現状では、女性（25歳～44歳）の非労働力人口の約4割が就業を希望しているにもかかわらず、依然として結婚、出産、育児等で離職したり、配偶者の転勤に伴って就業の継続を断念せざるを得ない女性が少なくありません。

女性の労働力率は、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっています。また、M字の底となる年齢階級も上昇しています。昭和53年（1978年）は25～29歳（46.6%）がM字の底となっていました。平成30年（2018年）には83.9%となり年齢階級別で最も高くなっています。なお35～39歳（74.8%）がM字の底となっています。（表9）

総務省統計局が公表している労働力調査によると、非正規雇用者のうち女性は約7割を占めており（平成24年・2012年）、正社員と非正規雇用労働者間の処遇面での格差が、男女間の賃金格差の一因となっているという側面もあります。

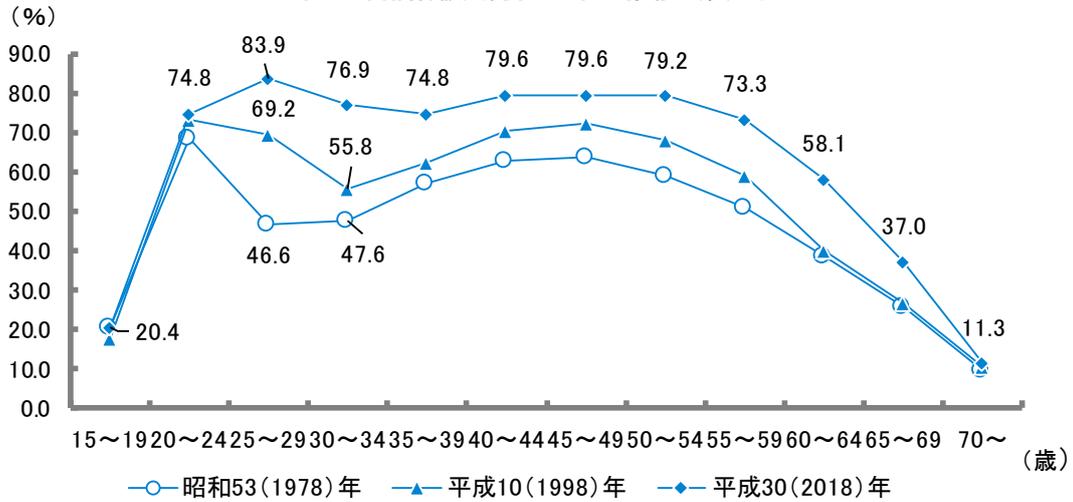
北区は従前より保育園・学童クラブの待機児童の解消に積極的な取組を行っていますが、「北区男女意識意向調査」では、「女性の再就職に必要な支援・対策」として、「保育所等の施設を整備すること」という回答が72.8%でもっとも高くなっています。

また、子育て期の働く女性が増加する中、病児・病後児保育をはじめとした多様な保育ニーズは増加傾向にあり、子育て家庭の継続就労を維持するために、更なる取組みが求められています（表10）。

このような状況を踏まえ、女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことはとても重要です。また就労に向けての情報・知識や働き方について考える機会の提供を行う必要があります。

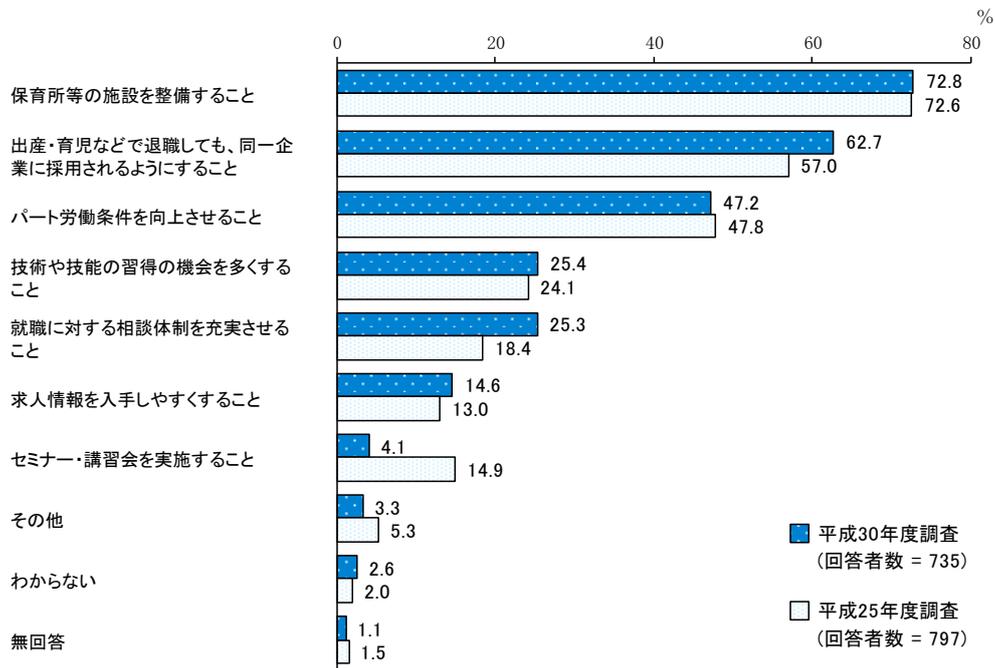
女性に対する就労支援と共に、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことも必要です。社会経済情勢が著しく変化する中、その変化に柔軟かつ創造的に対応できる意欲ある起業家や商店などの自営業者は、地域社会の活力を生み出します。企業の経営は、仕事の量や場所、時間などを自分自身で決めることができるため、出産や育児といった女性のライフステージに合わせて自由に仕事ができるという観点から、ワーク・ライフ・バランスの確立や女性の活躍の機会の拡大につながることも期待されます。女性の経営参画を支援することと併せて、育児・介護等の負担を軽減するための取組が必要です。

女性の年齢階級別労働力率の推移（表 9）



資料：令和元年度版男女共同参画白書

女性の再就職に必要な支援・対策（表 10）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成 30 年度）

## Ⅱ 施策の方向

### ① キャリア形成のための支援

女性のキャリア形成のための講座を実施するなどの支援を行うとともに、性別による役割分担意識にとらわれない職域拡大の啓発を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
44	均等な雇用機会の確保への支援	職場において均等な雇用機会が確保されるよう、労働相談情報センター*と連携して企業等に対する講座や情報誌等による啓発を行います。	多様性社会推進課
45	キャリア形成の支援	女性のキャリアアップに向けた講座を開催し、キャリア形成についての知識・情報を提供します。また、女性の活躍の場面の一つとして、起業についての知識・情報を提供します。	生活福祉課 多様性社会推進課
46	固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発	固定的性別役割分担にとらわれず職域の拡大を図るため、講座・パンフレット・情報誌等による啓発を行います。	多様性社会推進課

\*労働相談情報センター：東京都産業労働局の出先機関で、都内に6か所設置されている。主な役割として、労働問題全般について相談を受けるほか、労使双方の希望により話し合いの仲介などのあっせんもしている。そのほか、労働に関する問題や制度、法律についての学習、調査を支援するため、セミナーの開催や資料の提供も行っている。

### ② 多様な働き方への支援

就職に関する事業や講座を実施することにより、女性が置かれている状況に応じた支援や情報提供を行い、多様な働き方への支援を進めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
47	継続就労への支援	一般企業や個人向けに、育児・介護休業などの制度関係や雇用問題等について、関係機関と連携した講座や情報誌等による情報提供をします。	多様性社会推進課
48	再就職のための支援	再就職のために必要な知識・情報を提供する講座等を、関係機関と連携して実施します。	多様性社会推進課 産業振興課 生活福祉課
49	非正規雇用労働者の処遇改善	非正規雇用労働者の産前産後休業、育児休業及び介護休業の法制度の内容について、労働相談情報センターと連携して企業等に対する講座や情報誌等による啓発を行います。	多様性社会推進課

### ③ 起業家・自営業者への支援

起業家・自営業者に対し、起業に関する情報提供や支援を行うとともに、自営業等における就業環境の整備のための情報提供を行います。

No.	取組	取組の内容	担当課
50	起業のための知識、情報提供	起業のために必要な知識・情報を提供する講座を実施するほか、関係機関と連携して支援します。	多様性社会推進課 産業振興課
51	融資あっせんなど起業支援	起業に必要な資金調達を支援するため、中小企業金融対策融資のあっせんを行います。	多様性社会推進課 産業振興課
52	自営業等における就業環境の整備	家族経営協定制度*の普及啓発や家族経営協定制度締結について、労働者相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発を行います。	多様性社会推進課

\*家族経営協定制度：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

## 課題3 意思決定過程への女性の参画推進

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

国においては、「固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者のあいだに事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組」を女性の参画を拡大する施策の一つとして、「ポジティブ・アクション」をはじめとする様々な取組を進めてきました。

また内閣府では、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、令和2年（2020年）までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年（2005年）6月20日男女共同参画推進本部決定）を掲げ、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。

国がここで言う「指導的地位」とは、国会議員や法人・団体等における課長職以上の者、専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者としていますが、多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を推進するためには、よ

り幅広く取組を進めていく必要があると考えます。

最近では、平成30年（2018年）5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されましたが、政治の分野においては、いまだに女性の参画が十分でない状況にあります。また、国では企業に対して女性管理職の登用などを推進するため、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況などが優良な企業の認定制度（えるぼし）を進めています。

『令和元年度版男女共同参画白書』（内閣府）によると、国会議員に占める女性の割合は、衆議院が10.2%（47人）、参議院が20.7%（50人）（平成31年（2019年）1月現在）であり、「国の審議会等委員」に占める女性の割合は、37.6%（平成30年（2018年））となっています。また管理職に占める女性の割合は、「民間企業の部長相当」が6.6%、「民間企業の課長相当」が11.2%となっています。

北区においては、審議会等における女性委員の割合は平成31年（2019年）4月現在26.3%（表11）で、ここ数年、数値に大きな変化は見られませんが、区議会議員に占める女性の割合は、令和元年（2019年）5月現在では30%と全国の区市町村の中では高い数字となっており、また国が令和2年（2020年）までに達成するように求めた目標値を既に達成しています。

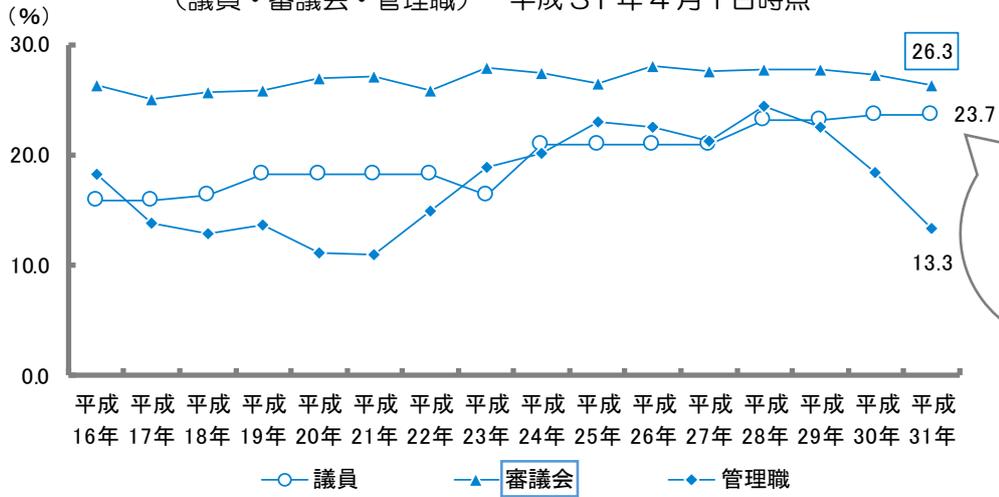
また、北区の企業経営者を対象とした「北区男女意識意向調査」結果によると、役職者に占める女性の割合は、「部長相当職」が5.3%、「課長相当職」が5.9%となっています（表12）。

なお、北区の町会・自治会を対象とした「北区男女意識意向調査」結果によると、会長に占める女性の割合は7.6%であり、国の「自治会長に占める女性の割合」（5.4%）と比べると高くなっていますが10%に満たない状況です（表13）。

様々な活動の中で、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

### 北区の女性参画状況（表 11）

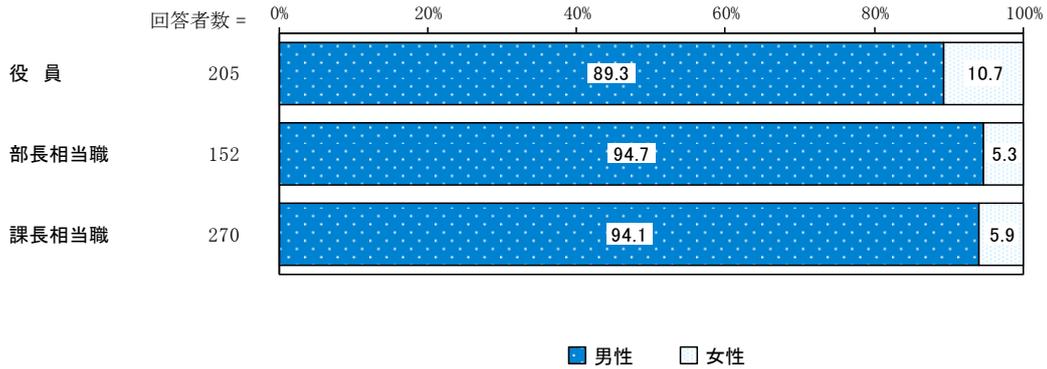
（議員・審議会・管理職） 平成31年4月1日時点



令和元年5月1日時点では、区議会議員に占める女性の割合は30%になっています。

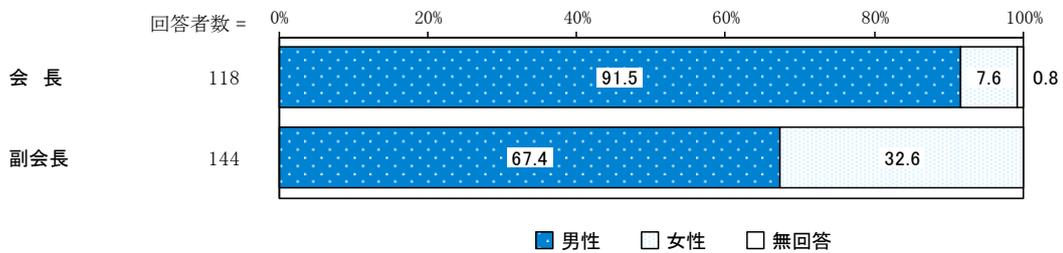
資料：多様性社会推進課資料

### 役職者の合計人数（表 12）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

### 町会・自治会の役職（表 13）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

## Ⅰ 施策の方向 Ⅰ

### ① 多様な分野への女性の参画推進

審議会等委員の構成において男女のバランスに引き続き配慮しながら、女性が意思決定過程に積極的に参加できる環境・意識づくりを推進します。

No.	取組	取組の内容	担当課
53	審議会等への女性の参画推進	男女双方の意見が、区の施策にバランスよく反映されるよう、審議会等における女性委員の積極的登用を進めます。また、委員の公募にあたっては、男女比に配慮します。	経営改革・公共施設再配置推進担当課 多様性社会推進課
54	政治分野における女性の参画推進	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行を踏まえ、男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにするための方法などの情報提供を行い、区議会における男女共同参画を推進します。	区議会事務局

### ② 女性のリーダー育成・登用支援

職場や町会・自治会等、地域において女性がリーダーとしての能力を発揮して活躍できるように支援します。

No.	取組	取組の内容	担当課
55	職場における女性リーダーの育成支援	職場において女性がリーダーとして活躍できるよう、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、女性の人材育成につながる情報提供を行います。	多様性社会推進課
56	町会・自治会等、地域社会における女性リーダーの育成支援	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座やパンフレット・情報誌等による情報提供により、意識啓発を行います。	多様性社会推進課

#### (4) 目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び、参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

これまでも、男女共同参画社会の実現を目指し推進していくために、性差別を撤廃するための法律の制定や、社会制度上の男女平等の実現に向けての取組が進められてきました。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担意識に基づいた「男は男らしく、女は女らしく」「男のくせに、女のくせに」といった考え方は、学校や家庭、地域社会などの様々な場面において未だに存在しています。

男女共同参画社会を実現するためには、働く場だけでなく、男女が対等な立場で、自らの意志によって社会のあらゆる分野・様々な活動に参画を推進することが必要です。様々な場面において、性別役割分担意識にとらわれない生き方を学ぶキャリア教育や選択肢を確保し、選択の幅を拡大すること、さらに、男女それぞれが主体的な自己決定ができるような情報や支援が得られるようにすることが大切です。

男女共同参画社会を目指すためには、学校・家庭・地域・職場における教育・学習の果たす役割は大変重要です。学校教育においては、児童・生徒が男女お互いの特性を認めつつ、固定的役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができるように男女共同参画についての教育を適切に推進することが必要です。教職員の意識や行動が、男女共同参画の視点に立った教育を進めていくうえで大きな影響力を持っていることから、教職員の男女共同参画教育についての認識を高めていくことが必要です。

国の第4次男女共同参画基本計画では、「東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する」とされています。災害の多い昨今の防災対策に、男女双方の視点に配慮した防災人材の育成、災害時・復興時の相談体制の確保や、地域における自主防災組織の充実が重要です。

男性も女性も、あらゆる分野で活躍できるようになるためには、区民一人ひとりが男女共同参画を身近な場面における問題であることを認識し、それぞれが主体的に取り組むことが大切です。その上で、地域の様々な団体とのネットワークづくりなどの環境整備に取り組んでいくことが求められています。

## 課題1 「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

昭和60年(1985年)に男女雇用機会均等法が成立してから30年以上が経過し、男女間格差は緩やかに縮小していますが、様々な課題が残っています。平成11年(1999年)に男女共同参画社会基本法が成立し、雇用以外の分野においても男女が互いに人権を尊重して、一人ひとりが能力を発揮できる社会づくりが進められています。

「北区男女意識意向調査」の結果では、「男は仕事、女は家庭という考え方には共感する」という考え方について、「そう思う」が全体の3.3%、「どちらかといえばそう思う」が7.3%と、賛成派が1割以上を占めています。これは、前回平成25年に行われた調査と比べると、「そう思う」は4.2ポイント減(7.5%)、「どちらかといえばそう思う」も24.6ポイント減(31.9%)となっており、合計すると「そう思う」は28.8ポイント減少しています。また、「そう思わない」は前回調査の19.7%に比べて今回は50.7%と31ポイントも増加しています(表14)。

北区では、平成18年(2008年)6月に『北区男女共同参画条例』を制定し、男女共同参画意識の形成に努めていますが、意識啓発の取組は今後も必要です。

男女共同参画意識の形成には、子どもたちの学びの場である学校教育が果たす役割が大きく、教職員等の人権研修などで男女共同参画が取り上げられていますが、更なる研修の充実が望まれます。

児童・生徒の意識に関しては、例えば区立中学校の2年生を対象とした「北区男女意識意向調査」において、「リーダーにふさわしいと思う人は男子か女子か」という質問に対し、89.3%が「男女どちらでもかまわない」と回答するなど、男女共同参画意識の浸透が見られます(表15)。教育現場においては、更なる意識の浸透への取組と、性的被害やスクールセクハラ等にあった児童・生徒の相談やメンタルケアへの一層の充実が必要です。

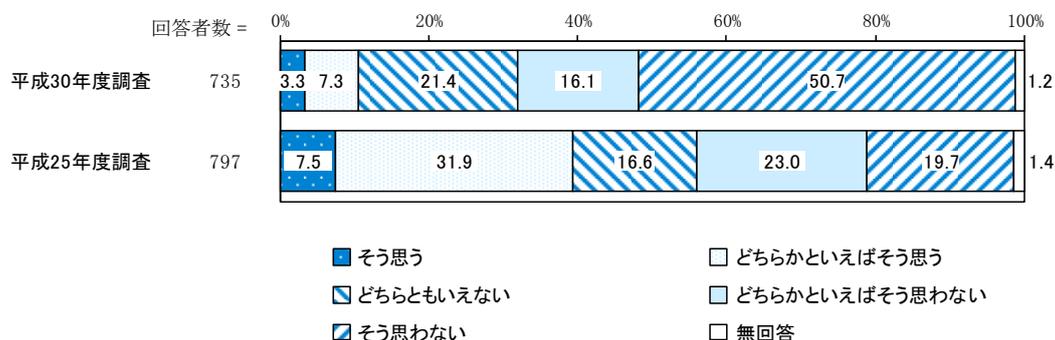
また、先述の調査において、「あなたは『男(女)だから〇〇しなさい』と言われたことがありますか」という質問に対して、男女共に約4割の生徒が「ある」と回答しています。そのうち、「ことばづかいや話し方」、「食べ方やすわり方」について、男子よりも女子が注意される傾向が数字として出ています(表16)。学校教育の場のみならず、家庭、地域の様々な場において、子どもたちに関わる大人への啓発も含めて、行っていく必要があります。

一般の区民を対象とした「北区男女意識意向調査」の結果によると、地域活動に参加している割合は、概ね男性よりも女性の方の割合が高くなっています(表17、18)。

NPO、ボランティア団体、PTAなど身近な地域社会においては、女性の活動が多い一方、男性の地域活動への参加は低い状況にあります。

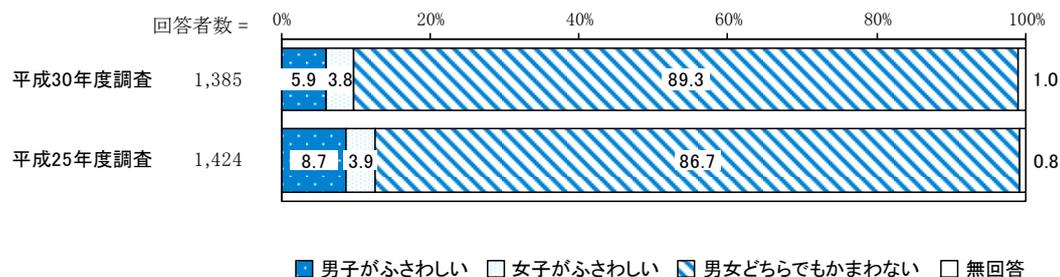
地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないにかかわらず、男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。定年退職後の男性の生活自立につながるような取組や、父親の子育て支援のネットワークづくりなど、家庭や地域社会における男性の参画も必要となります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に共感するか（表 14）



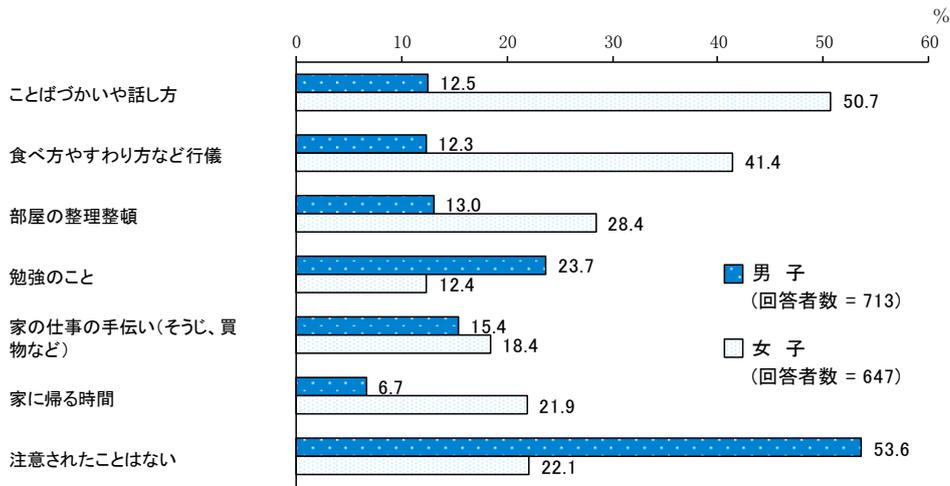
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

リーダーにふさわしいと思う人（表 15）



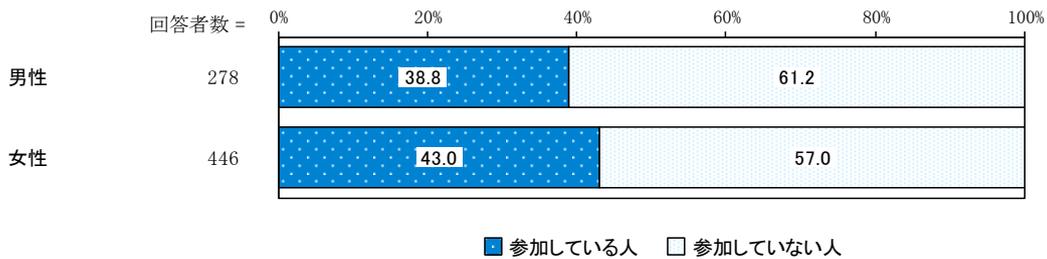
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

「男（女）だから〇〇しなさい」と注意された内容（表 16）



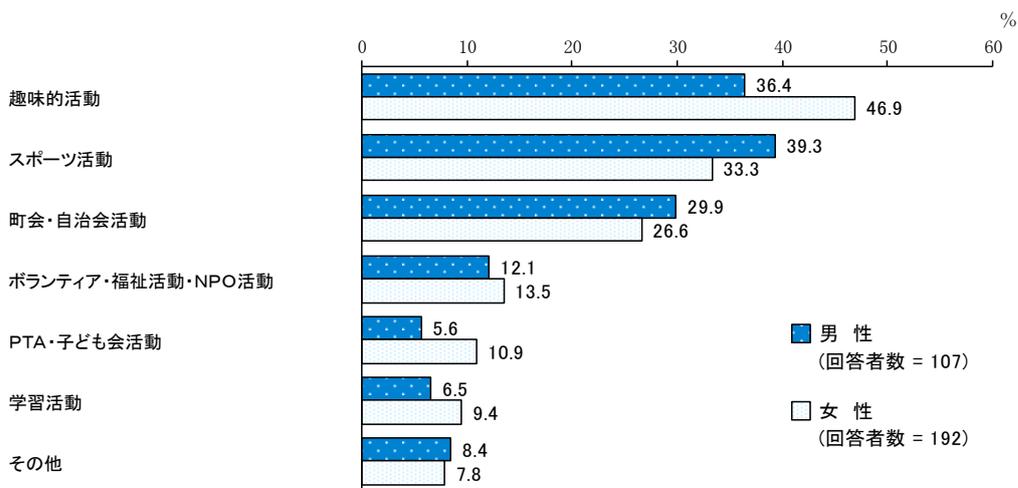
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成 30 年度）

地域活動参加状況の男女比（表 17）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成 30 年度）より加工

地域活動参加者の活動内容（表 18）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成 30 年度）より加工

## Ⅰ 施策の方向 Ⅰ

### ① 学校教育等における男女共同参画意識の形成

次代を担う子どもたちに、成長に応じた学びの場の中において、長期的な男女共同参画意識の啓発に努めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
57	教職員等への研修の充実	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園に従事する教職員等に対し、男女共同参画についての正しい理解と認識を深めるため、人権研修の中で男女共同参画についての研修を行います。	多様性社会推進課 教育指導課 保育課
58	小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園での意識啓発	学校等での日常活動の中で、子どもたちに男女共同参画の考え方を身につけられるよう、長期的な意識啓発に努めます。	多様性社会推進課 教育指導課 保育課
59	固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育	子どもたちが、将来の仕事について固定的性別役割分担にとらわれず職業の選択肢を広げられるような事業を実施します。	多様性社会推進課
60	発達段階に応じた学校等における性に関する教育の推進	児童生徒の発達の段階に応じ、性に対する理解を深める指導の充実に努めます。	多様性社会推進課 教育指導課
61	教育相談等における支援の充実	小・中学校の子どもたちの悩みにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、男女共同参画の視点も踏まえて対応を行います。	教育総合相談センター

### ② 家庭における男女共同参画意識の形成

日常生活の中で、夫婦、親子間などそれぞれの家庭環境の中で、互いに尊重し合い、男女共同参画意識を醸成していくため、家庭における男女共同参画意識の啓発を進めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
62	区民への意識啓発と情報提供	親子・家族向けの講座及び情報誌や図書館、スペースゆう情報コーナーの充実等を図り、区民への啓発及び情報提供を行います。	多様性社会推進課 中央図書館 子ども未来課
63	家庭で育む男女共同参画の意識啓発	「家族ふれあいの日」*などの行事、家庭教育学級*や講座等を通して、子どもと向き合い、心を育む大切さなどの家庭教育の推進並びに家庭での男女共同参画についての意識啓発を図ります。	多様性社会推進課 生涯学習・学校地域連携課 中央図書館 子ども未来課

\*家族ふれあいの日：東京都では、家族の結びつきが希薄になっている中、家族そろっての食事など家庭でのふれあいを促進するために、「家族ふれあいの日」事業を実施しており、これに呼応して北区でも各種事業を展開している。

\*家庭教育学級：小学生や中学生の親を対象とし、心豊かな子どもを育てるための知識を習得するとともに、親としてのあり方を考える機会を提供することを目的として実施している事業。

### ③ 地域における男女共同参画意識の形成

町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体への男女共同参画についての意識啓発を図るとともに、地域社会における男性の参画推進と男女の役割分担に対する意識啓発に努めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
64	町会・自治会や青少年地区委員会・PTA等地域団体への啓発	町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体の勉強会に出前講座をするなど、男女共同参画や役割分担意識に対する意識啓発を図ります。	多様性社会推進課
65	地域社会における男性の参画推進	地域活動における男性の参加について、年齢差や固定的役割分担意識にとらわれずに行われるよう、パンフレット・情報誌等での啓発を行います。	多様性社会推進課

## 課題2 「日常生活における男女共同参画の推進」

### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

男女共同参画推進のためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭において男女が協力して担っていくことが求められています。日常生活において男女共同参画の意識を高めるためには、身近な生活場面での行動や役割について、男女共同参画という視点から捉えなおし意識することが必要です。

区の事業においては、男女の参加状況などのデータを収集・蓄積など、男女共同参画の実態の把握に努めるとともに、区民に分かりやすく提供していくことが必要です。

多くの人々が男女共同参画推進に向けて活動を始めるためには、日常生活において身近な場にきっかけを作っていくことが大切です。

また災害の多い昨今の状況から、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進していくことが必要です。内閣府「令和元年版男女共同参画白書」では、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立について述べており、地域における災害対応等の担い手としての女性リーダーの育成に係る研修等を促進しています。北区においても、防災分野における男女共同参画の視点を踏まえた対策の啓発に努めることが大切です。

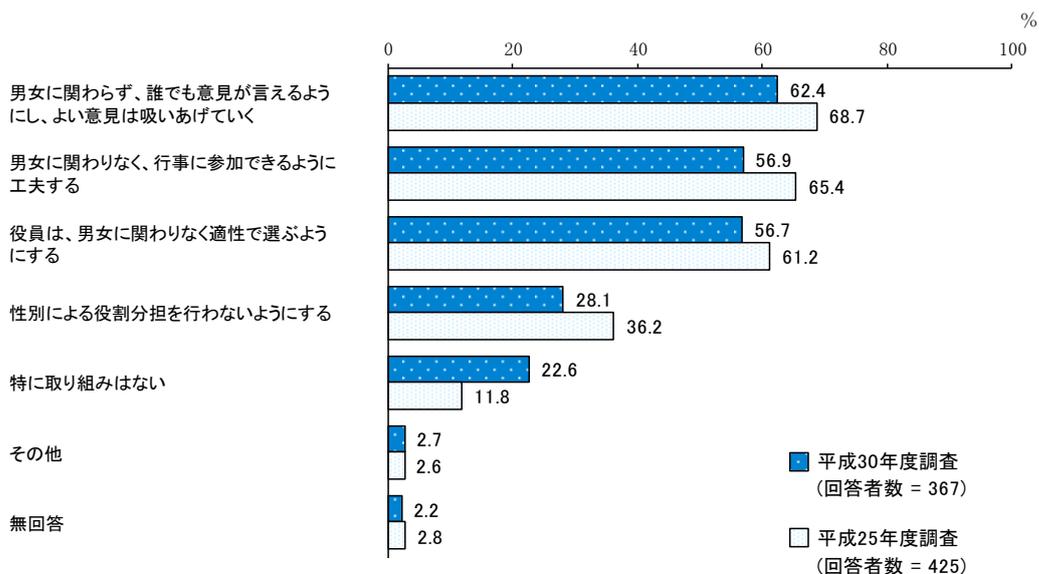
現在、北区では町会・自治会、PTA、ボランティア団体など様々な団体による地域活動が幅広く行われています。こうした地域コミュニティにおける活動に、若者、高齢者、障害者、外国人など多様な人々が参加していくことが必要です。あらゆる分野において様々な人々が互いに能力を発揮し、関わり合い、社会的ネットワークが広がっていくよう、団体間の連携も必要です。

北区の町会・自治会を対象とした「北区男女意識意向調査」では、「町会・自治会の

研修や懇談会で男女共同参画について話し合いをしたことがありますか」という質問に対して、「男女に関わらず、誰でも意見が言えるようにし、よい意見は吸い上げていく」が62.4%と前回（68.7%）と同様に6割を超える一方、「特に取り上げたことはない」が22.6%と前回（11.8%）より高い割合となっています（表19）。

区民が地域活動を通して、もっと男女共同参画を身近なものとして理解できるように、様々な機会を通じて、一層の情報提供や多様な活動の促進が必要です。

**男女共同参画を推進するために、町会・自治会として既に取り組んでいること（表19）**



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

## 施策の方向

### ① 男女がともに自立し生活するための支援

男女共同参画社会の実現に向け、現状についての理解を深めるための様々なデータの収集・公表とともに、男女の生活向上や地域活動への参加促進に向けた情報提供や講座を実施します。

No.	取組	取組の内容	担当課
66	男女共同参画社会実現に向けての情報収集・公表	男女共同参画の現状について理解を深め、日常生活に活かせるよう男女共同参画に関わるデータの収集・公表を行います。	多様性社会推進課
67	男女の生活向上に向けた自主自立の促進	日常生活における様々な問題解決に向け、男女が自立した生活を送るために必要な知識や情報を身につける講座を行います。	多様性社会推進課 生涯学習・学校地域連携課
68	地域活動への参加促進	男女がともに地域活動において活躍できるように、参加促進に向けた講座等を行います。	多様性社会推進課

## ② 男女双方の視点に配慮した防災対策の充実

災害時に女性の被災者のための相談窓口設置や、避難所等での保健活動班の保健師等と連携をとる体制づくり、自治会の自主防災組織に男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の啓発を行い、防災分野への女性の参画を促進します。

No.	取組	取組の内容	担当課
69	女性参画の促進と女性防災人材の育成	男女双方の視点に配慮した防災対策を策定するとともに、男女共同参画の視点を活かした防災セミナーを実施し、女性防災人材の育成を進めます。	多様性社会推進課 防災・危機管理課
70	災害時・復興時の相談体制の確保	女性被災者等の相談窓口の設置や協定に基づく関係機関との連携により、災害時における相談体制を確保します。	多様性社会推進課 防災・危機管理課
71	自主防災組織における男女双方の視点に配慮した防災対策	地域の自主防災組織における女性の参画を促進するため、男女双方の視点に配慮した地域防災計画を策定するとともに、出前講座等により啓発や情報提供を行います。	多様性社会推進課 防災・危機管理課

## ③ 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

区民の多様性を確保できるよう、地域でのネットワークや交流が広がる環境の整備に努めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
72	団体・グループ活動の支援と交流促進	異なる分野で活動する団体が、それぞれの団体の特色を活かしながら活動を拡大できるよう、情報交換や交流の場を提供します。	多様性社会推進課
73	国籍・文化の異なる多様な区民の理解、交流促進	区内在住の外国人を対象に交流事業を実施するほか、講座、情報誌等により、多文化等への理解促進を図ります。	総務課 中央図書館

### 3 計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を推進します。

男女共同参画のための施策は、多岐にわたっています。その施策を実効性のあるものにしていくためには、あらゆる主体による幅広い施策や取組が必要です。そのため、国・東京都と区民・企業・NPO・地域団体等が連携・協働して、各々の施策や取組を進める必要があります。

区においては、施策を推進する総合的な体制を整備し、各部署が計画事業の適切な進行管理を行うとともに、男女共同参画を推進していくための仕組みを構築していくことが必要です。

また区職員一人ひとりが、日々の業務から男女共同参画の視点を踏まえた事業・施策の見直しや、その成果を区内に普及していく役割を担っていることを、強く意識する必要があります。

意識啓発、意識形成だけにとどまらず、地域の課題解決を図っていくためには、計画・実施・評価・改善検討の各段階で、広く区民の意見を取入れながら進めていくことも重要です。さらに区と区民、地域団体、企業・産業団体、大学等が、男女共同参画の課題に主体的に、また相互に連携・協働を強めながら取り組むことが重要です。

#### 課題1 「区の推進体制の充実」

##### Ⅰ 現状・課題 Ⅰ

区では、平成18年（2008年）6月に「東京都北区男女共同参画条例」を制定以降、社会状況の変化への対応やそれまでの成果を踏まえながら、北区男女共同参画行動計画「第5次アゼリアプラン（平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度））」を策定し、施策を展開してきました。

条例に基づき、学識経験者や区民等で構成する東京都北区男女共同参画審議会、学識経験者で構成する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会や、庁内の推進機関として、北区長を長とする男女共同参画推進本部及び関係課長による幹事会を設置しています。

またアゼリアプランの進捗状況を年度ごとに把握し、各事業のより実効性のある推進を図るとともに、評価・見直しを行う評価システムを取り入れています。

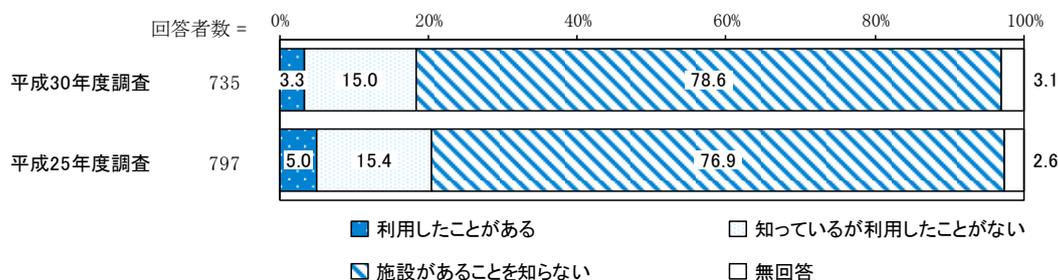
これらの推進体制を活用して、区の各部署が男女共同参画の視点を持ちながら事業

を行い、区全体の取組として、男女共同参画を推進していく必要があります。

アゼリアプランに掲げる施策を実現していくためには、全体で制度をより有効に機能させるほか、日常業務の中での職員一人ひとりの意識改革も必要です。

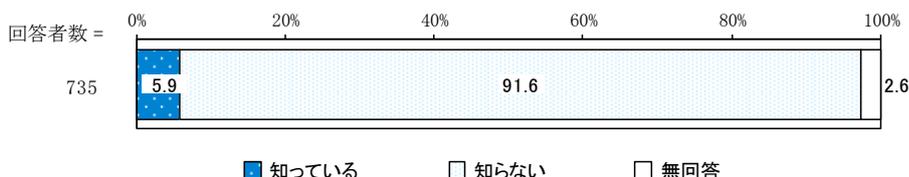
「北区男女意識意向調査」の結果では、「スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）」という施設があることを知らない」という回答が、前回（平成25年度・2013年度）調査に比べて1.7ポイント増加（76.9%から78.6%）となり、いまだ8割近くを占めています（表20）。また、北区男女共同参画行動計画「アゼリアプラン」や「北区男女共同参画条例」の認知度も低く（表21、22）、普及啓発を強化していく必要があります。講座・講演のみならず、様々な形でさらに区民に広く意識啓発を進めていくことが必要です。

スペースゆうの利用状況（表20）



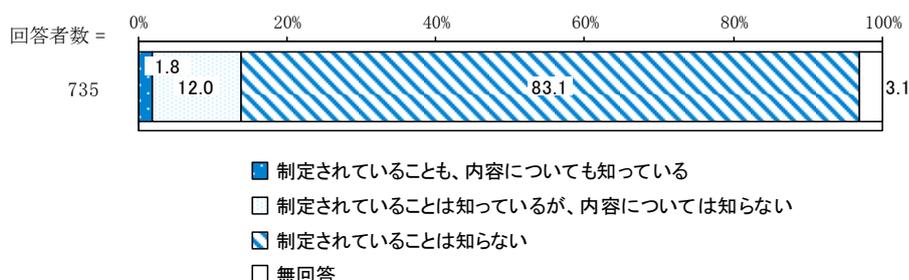
資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

アゼリアプランの認知度（表21）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

「北区男女共同参画条例」の認知度（表22）



資料：北区男女共同参画に関する意識・意向調査（平成30年度）

## Ⅰ 施策の方向 Ⅰ

### ① 職員の意識啓発

区職員が、男女共同参画意識を持って日常業務を遂行するため、研修の充実を図るとともに、職員の意識を把握します。

No.	取組	取組の内容	担当課
74	研修の充実	区職員が日常業務の中で、多様性や男女共同参画意識を持って業務を遂行することができるよう、職員研修の充実を図ります。	職員課 多様性社会推進課
75	職員の男女共同参画に関する意識調査の実施	定期的に職員の男女共同参画に関する意識調査を実施し、実態の把握とともに啓発します。	職員課
76	ワーク・ライフ・バランスの推進	特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーの設定など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	職員課

### ② 計画の進捗管理

計画の進捗状況の評価をシステム的に行うとともに、区民意識調査を定期的を実施し、その調査結果等から、区民意識や施策の効果を検証し、行動計画や男女共同参画のための施策に反映させていきます。

No.	取組	取組の内容	担当課
77	男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	区の基本計画等各種計画において、男女共同参画の視点に基づいて策定します。	多様性社会推進課 全課
78	計画の評価システムの効果的な運用	計画の評価システムを活用し、アゼリアプラン事業実績を把握し公表するとともに、効果的な事業推進に活用します。	多様性社会推進課
79	定期的な区民意識調査の実施	定期的に区民の男女共同参画に関する意識・意向調査を実施し、計画の改定や施策に反映させていきます。	多様性社会推進課

### ③ スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実

スペースゆうが男女共同参画のための拠点施設として、多くの区民が活用できるよう周知するとともに、活動拠点としての機能充実に努めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
80	幅広い区民参加の促進	多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、各種事業を効果的に実施します。	多様性社会推進課
81	情報発信機能の強化	情報コーナーを充実させるとともに、情報誌や区のホームページ等、様々な媒体を活用して、情報をわかりやすく提供します。	多様性社会推進課
82	区民の主体的な活動拠点としての機能充実	有効活用を促進するため、施設の周知を行うとともに、施設充実に向けた検討を行います。	多様性社会推進課

## 課題2「区民、関係機関等との連携・協働」

### Ⅰ 現状・課題Ⅰ

男女共同参画は様々な分野にわたる課題であり、行政機関だけで推進することは困難です。地域の課題解決にあたっては、区民はもとより、地域団体、大学や企業、NPOなど、多様な主体との連携や協働が今後も不可欠です。

DV防止対策においては、区内相談関係部署との連携のさらなる推進が求められており、またスペースゆうでは、区民・地域団体との協働による充実した事業展開を進めていく必要があります。

スペースゆうは、区民や地域団体、企業、NPOなど様々な人々が出会う場でもあります。スペースゆうは、それらの人たちを結びつけ交流を促すなど、事業の効果をより高めるよう努めるとともに、計画的に男女共同参画施策を推進することが必要です。

## Ⅰ 施策の方向 Ⅰ

### ① 区民、地域団体等との連携

男女共同参画施策をより効果的に実施するため、区民や地域団体等との連携強化に努めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
83	区民との協働事業の推進	区民等による地域スタッフや登録団体等との交流事業を通じて、スペースゆう事業の企画段階から区民の視点を取り入れます。また、スペースゆう主催講座の運営補助や一時保育など、地域スタッフとの協働を進めます。	多様性社会推進課
84	関係機関、地域団体、NPO等との連携	北区男女共同参画推進ネットワークやスペースゆう登録団体等との連携を強化し、関係機関、地域団体、NPO等の地域団体との協働事業を通じて、男女共同参画の取組を推進します。	多様性社会推進課

### ② 企業・産業団体等との連携

男女共同参画施策をより効果的に実施するため、商店街や地域企業、産業団体等との連携を強化し、協力して共通の課題解決に取り組めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
85	情報発信のための協力店舗の確保	区民が身近な場所で男女共同参画に関する情報を得られるよう、協力店舗に情報誌を配布するなど、協力店舗を通じた情報提供に努めます。	多様性社会推進課
86	地域の企業や産業団体等との協働事業の推進	企業向け講座、セミナー等を通じて地域企業や産業団体等と連携協力し、男女共同参画に関わる共通の課題に取り組めます。	多様性社会推進課

### ③ 大学との連携

身近な地域における大学との連携を強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に向けて取り組めます。

No.	取組	取組の内容	担当課
87	大学との連携	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携により、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組めます。	多様性社会推進課

## 4 課題ごとの数値目標

### (1) 目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会を目指します。

課題	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
課題1「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、公共機関に相談した人の割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	12.1%	40%
課題2「性別等にかかわる人権侵害防止への取り組み」	職場・学校・地域で、自分または周囲の方がハラスメント被害を受けていない割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	53.9%	65%
課題3「生涯を通じた心と体の健康支援」	過去1年間に健康診断を受けた人の割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	男性 91.0% 女性 82.7%	男女とも 100%に 近づける
課題4「性の多様性の理解促進」	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ、LGBT等)のことを自分(自身)や(知人と)自分に関わりのある問題として考えたりした人の割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	9.6%	20%

### (2) 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会を目指します。

課題	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
課題1「ワーク・ライフ・バランスの推進」	ワーク・ライフ・バランスについて何らかの取組をしている事業者の割合(北区男女共同参画に関する意識・意向調査)	77.3%	85%
課題2「子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援」	保育サービス(保育所、認証保育所、家庭福祉員等)の定員数 (北区子ども・子育て支援計画2020)	9,060人 平成31年4月	9,715人 令和6年4月

### (3) 目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

女性と男性が対等なパートナーとして、あらゆる分野で自分らしくいきいきと活躍することができる地域社会を目指します。

課題	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
課題1「女性活躍のための環境整備」	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	66.0%	80%
課題2「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」	望ましい女性の働き方について、結婚・出産に関わらず、ずっと仕事をするとする人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	24.5%	30%
課題3「意思決定過程への女性活躍の推進」	審議会等の女性委員の割合（東京都区市町村男女平等参画施策推進状況調査）	26.3% 平成31年4月	40% 令和6年4月

### (4) 目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会を目指します。

課題	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
課題1「育ちの場における男女共同参画意識の形成」	「男は仕事、女は家庭」と考える人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	10.6%	0%に近づける
課題2「日常生活における男女共同参画の推進」	北区男女共同参画条例、スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	条例 13.8% スペースゆう 18.3%	50%

## 5 計画の評価及び実績報告

施策の見直しや改善を進めるために、計画の進捗状況について実績を把握するとともに、評価を毎年区民に公表します。

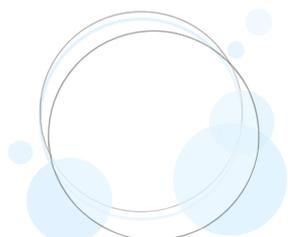
評価は取組・課題・目標の各段階において、所管課・多様性社会推進課・男女共同参画審議会が行います。

評価の必要事項は年次評価の手順書を別に定め、評価方法などは必要に応じて見直しを行います。

## 6 計画の見直し

計画は、実施状況、社会の状況の変化に的確に対応するため、計画策定後、2～3年を目途に見直しを行うこととします。

また、次期計画策定の準備として、男女共同参画に関する区民意識・意向調査を令和5年度（2023年度）に実施します。



# 資料編

## 1 令和2年度（2020年度）の事業一覧及び重点取組

### (1) 令和2年度（2020年度）の事業一覧

目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会		
課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援		
施策の方向① 配偶者等からの暴力の未然防止		
取組1 配偶者等からの暴力の防止に関する啓発		
1	若年層に向けた啓発（再掲26）	多様性社会推進課
2	DV防止啓発講座	多様性社会推進課
3	配偶者からの暴力防止連絡協議会（再掲7）	多様性社会推進課
4	パンフレットや情報誌による啓発	多様性社会推進課
取組2 ストーカー行為被害防止に関する啓発		
5	パンフレットや情報誌による啓発	多様性社会推進課
施策の方向② 配偶者等からの暴力の早期発見の推進		
取組3 関係機関との連携強化		
6	DV対応マニュアルの配付	多様性社会推進課
7	配偶者からの暴力防止連絡協議会	多様性社会推進課
施策の方向③ 相談体制の充実		
取組4 相談窓口の周知		
8	情報提供の場や機会の充実	多様性社会推進課
取組5 相談事業の充実		
9	こころと生き方・DV相談	多様性社会推進課
10	女性のための法律相談	多様性社会推進課
11	相談担当者に対する研修等の情報提供	多様性社会推進課
12	母子・父子、婦人相談	生活福祉課
13	教育相談事業	教育総合相談センター
取組6 配偶者暴力相談支援センター機能の充実		
14	配偶者暴力相談支援センターの運営の充実	多様性社会推進課
施策の方向④ 被害者支援の充実		
取組7 安全確保のための支援体制の充実		
15	母子緊急一時保護事業	生活福祉課
取組8 自立支援の充実		
16	こころと生き方・DV相談（再掲9）	多様性社会推進課
17	女性のための法律相談（再掲10）	多様性社会推進課
18	こころと生き方・DV相談（グループカウンセリング）	多様性社会推進課
19	DV被害者同行支援事業	多様性社会推進課
20	母子・父子、婦人相談（再掲12）	生活福祉課
取組9 再発防止への取組み		
21	加害者にならないための講座や情報誌等による啓発	多様性社会推進課
22	保護司との連携	多様性社会推進課
取組10 関係機関・団体等との連携強化		
23	行政関係機関・警察等との連携	多様性社会推進課

課題2 性別等にかかわる人権侵害防止への取組み		
施策の方向① 男女共同参画を阻害する様々な暴力防止への取組み		
取組 11 セクシュアル・ハラスメントや性暴力などの防止に関する啓発		
24	若年層に向けた啓発（再掲26）	多様性社会推進課
25	J Kビジネス問題等に関する意識啓発（再掲27）	多様性社会推進課
取組 12 若年層に対するデートDV、性被害防止等に関する意識啓発及び相談窓口の周知		
26	若年層へ向けた啓発	多様性社会推進課
27	J Kビジネス問題等に関する意識啓発	多様性社会推進課
施策の方向② 虐待防止への取組み		
取組 13 虐待の早期発見の取組強化と関係機関・団体等との連携		
28	高齢者虐待防止センターこころの相談室	高齢福祉課
29	高齢者虐待防止対策の推進	高齢福祉課
30	障害者虐待防止対策の推進	障害福祉課
31	児童虐待防止対策の推進	子ども家庭支援センター
32	養育支援家庭のための産前・産後育児支援サポート講座	子ども家庭支援センター
取組 14 虐待防止に関する意識啓発		
33	職員に対する研修	高齢福祉課
34	障害者・高齢者虐待防止啓発事業	障害福祉課、高齢福祉課
35	職員に対する研修	障害福祉課
36	児童虐待防止啓発事業（ペアレントトレーニング）	子ども家庭支援センター
37	職員に対する研修	子ども家庭支援センター
施策の方向③ 人権意識の向上		
取組 15 あらゆる人々の権利擁護の推進		
38	人権相談	広報課
39	こころと生き方・DV相談（再掲9）	多様性社会推進課
40	高齢者虐待防止センターこころの相談室（再掲28）	高齢福祉課
41	障害者・高齢者虐待防止啓発事業（再掲34）	障害福祉課
42	児童虐待防止対策の推進（再掲31）	子ども家庭支援センター
取組 16 メディアの持つ特性の理解促進		
43	I C T活用研修（メディアリテラシーの育成）の実施	教育指導課
取組 17 多様性を尊重した人権意識の啓発		
44	あらゆる人々の人権の理解促進	多様性社会推進課
45	北区男女共同参画条例及び第6次アゼリアプランの周知	多様性社会推進課
46	女性の人権に関する普及啓発事業	多様性社会推進課
47	人権教室の実施	多様性社会推進課
48	障害者の差別解消と理解促進	障害福祉課
課題3 生涯を通じた心と体の健康支援		
施策の方向① 性と生殖に関する健康と権利を守る取組み（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）		
取組 18 母子保健事業の充実		
49	妊産婦保健相談事業（子育て世代包括支援センター事業）	健康推進課
50	妊産婦保健相談事業（産前産後サポート事業）	健康推進課
51	妊産婦保健相談事業（はぴママ学級等）	健康推進課
52	子ども家庭在宅サービス事業	子ども家庭支援センター
53	出産・育児応援事業（はぴママ・ひよこ面接）	子ども家庭支援センター
取組 19 情報提供と男性の理解促進		
54	子育て福袋の配付	子ども未来課
取組 20 性に関する学びの提供		
55	講座や情報誌等による特有疾病予防等の情報提供	多様性社会推進課
56	出前講座（再掲188）	多様性社会推進課
57	妊産婦保健相談事業（はぴママ学級等）（再掲51）	健康推進課
58	図書館における関連図書の収集及び提供	中央図書館

取組 21 エイズや感染症などの情報提供		
59	定期予防接種（HPV感染症予防接種）	保健予防課
60	HIV・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実	保健予防課
施策の方向② 健康づくりへの支援		
取組 22 区民健診の受診促進		
61	特定健康診査・特定保健指導	国保年金課、健康推進課
62	追加健診（区民健康診査事業）	健康推進課
63	若年健康診査（区民健康診査事業）	健康推進課
64	骨粗しょう症健診	健康推進課
65	子宮がん検診	健康推進課
66	乳がん検診	健康推進課
67	妊産婦健診事業	健康推進課
取組 23 健康増進のための支援		
68	区民健康づくり大作戦事業	健康推進課
69	みんな元気！健やか長寿事業	健康推進課
70	楽しく食べよう！食育推進事業	健康推進課
71	北区健康づくり応援団事業	健康推進課
72	女性の健康支援事業	健康推進課
73	保健相談	健康推進課
取組 24 メンタルヘルスに関する情報提供と支援		
74	関係機関との連携	多様性社会推進課
75	パンフレットや情報誌による啓発・情報提供	多様性社会推進課
76	精神保健相談	健康推進課
課題 4 性の多様性の理解促進		
施策の方向① 性の多様性の理解促進		
取組 25 性の多様性の正しい理解のための意識啓発		
77	男女共同参画に関する職員研修（再掲 207）	多様性社会推進課、職員課
78	対応マニュアルの作成（再掲 83）	多様性社会推進課
79	パンフレットや情報誌による啓発・情報提供	多様性社会推進課
80	図書館における関連図書の収集及び提供	中央図書館
取組 26 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の相談体制の充実		
81	男女共同参画に関する職員研修（再掲 207）	多様性社会推進課、職員課
82	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）の相談窓口の充実	多様性社会推進課
83	対応マニュアルの作成	多様性社会推進課
目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会		
課題 1 ワーク・ライフ・バランスの推進		
施策の方向① 企業等への働きかけと支援		
取組 27 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援		
84	北区施工能力審査型総合評価方式による入札	契約管財課
85	ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣制度の推進	多様性社会推進課
86	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	多様性社会推進課
取組 28 企業等におけるダイバーシティの推進への支援		
87	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	多様性社会推進課
88	産業団体との連携	多様性社会推進課
89	中小企業向けセミナーの実施	多様性社会推進課
90	情報誌を活用した情報提供	産業振興課
施策の方向② ワーク・ライフ・バランスへの理解促進		
取組 29 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供		
91	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	多様性社会推進課
施策の方向③ 男性の働き方に対する意識改革		

取組 30 男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発		
92	親育ちサポート事業 (NP 講座) (再掲 95)	子ども未来課
93	みんなで育児応援プロジェクト (パパ向け)	子ども未来課、 多様性社会推進課
施策の方向④ 治療と仕事の両立支援		
取組 31 疾病を抱えた労働者の治療と仕事を両立するための情報提供		
94	講座やパンフレット・情報誌等による啓発及び情報提供	多様性社会推進課
課題 2 子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援		
施策の方向① 子育て支援の充実		
取組 32 子育て家庭への支援		
95	親育ちサポート事業 (NP 講座)	子ども未来課
96	子ども医療費の助成	子ども未来課
97	児童手当の支給	子ども未来課
98	みんなで育児応援プロジェクト (パパ向け) (再掲 93)	子ども未来課、 多様性社会推進課
99	みんなで育児応援プロジェクト (多世代向け)	子ども未来課、 多様性社会推進課
100	みんなで育児応援プロジェクト (ママ向け)	子ども未来課
101	児童館・子どもセンター事業の充実	子どもわくわく課
102	子育てナビ	子ども家庭支援センター
103	養育支援家庭のための産前・産後育児支援サポート講座 (再掲 32)	子ども家庭支援センター
取組 33 地域で支えあうしくみづくり		
104	みんなで育児応援プロジェクト (多世代向け) (再掲 99)	子ども未来課、 多様性社会推進課
105	放課後子ども総合プランの推進	子どもわくわく課
106	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター
取組 34 困難を抱える家庭への支援		
107	北区母子福祉応急小口資金貸付事業	生活福祉課
108	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	生活福祉課
109	母子生活支援施設への入所	生活福祉課
110	母子・父子家庭自立支援給付金事業	生活福祉課
111	母子・父子家庭自立支援プログラム	生活福祉課
112	生活困窮・ひとり親家庭等の中学生への学習支援事業	生活福祉課
113	子どもの居場所づくり (子ども食堂等) 支援事業	子ども未来課
114	「子どもの貧困と支援」に関する区民向け講演会	子ども未来課
115	子どもの貧困の理解を深めるための職員研修	子ども未来課
116	児童育成手当の支給	子ども未来課
117	児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給	子ども未来課
118	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業 (みらいきた)	子ども未来課
119	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来課
120	ひとり親家庭向け相談事業	子ども未来課
121	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	子ども未来課
122	子ども家庭在宅サービス事業 (再掲 52)	子ども家庭支援センター
取組 35 相談体制の充実		
123	乳幼児保健相談事業	健康推進課
124	ひとり親家庭向け相談事業 (再掲 120)	子ども未来課
125	子育て相談事業	子どもわくわく課
126	子どもと家庭の総合相談	子ども家庭支援センター
127	子どもの発達相談	子ども家庭支援センター

施策の方向② 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実		
取組 36 保育サービスの充実		
128	待機児童の解消	保育課、 子ども環境応援担当課
取組 37 就労形態など事情に応じた多様な保育サービスの充実		
129	延長保育・休日保育の実施	保育課
130	病児・病後児保育の実施	保育課
取組 38 就学後の支援		
131	放課後子ども総合プランの推進（再掲 105）	子どもわくわく課
132	放課後児童健全育成（学童クラブ）の充実	子どもわくわく課、 子ども環境応援担当課
施策の方向③ 介護・看護をサポートするしくみづくり		
取組 39 地域で支えあうしくみづくり		
133	高齢者あんしんセンターでの総合相談	高齢福祉課
134	高齢者生活援助サービス	高齢福祉課
135	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	長寿支援課
136	地域見守り・支えあい活動促進補助事業	長寿支援課
取組 40 介護・看護による離職防止・職場復帰のための支援		
137	介護のための離職防止・職場復帰のための支援及び情報提供	多様性社会推進課
<b>目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会</b>		
課題 1 女性活躍のための環境整備		
施策の方向① 女性活躍推進法に基づく協議会の運営		
取組 41 女性活躍推進法に基づく協議会の運営		
138	女性活躍推進協議会の設置及び運営	多様性社会推進課
施策の方向② 女性活躍を阻害するハラスメントの防止		
取組 42 職場等あらゆる場面でのハラスメントの撲滅に向けた啓発		
139	セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修（再掲 205）	職員課
140	講座やパンフレット・情報誌等による啓発	多様性社会推進課
施策の方向③ 男女がともに担う家庭生活		
取組 43 男性の家事・子育て協働支援		
141	親育ちサポート事業（NP 講座）（再掲 95）	子ども未来課
142	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲 93）	子ども未来課
課題 2 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援		
施策の方向① キャリア形成のための支援		
取組 44 均等な雇用機会の確保への支援		
143	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発	多様性社会推進課
取組 45 キャリア形成の支援		
144	女性の活躍推進応援塾 基調講演	多様性社会推進課
145	女性の活躍推進応援塾 女性のキャリアアップ支援講座	多様性社会推進課
146	くらしと仕事相談センター事業（再掲 152）	生活福祉課
取組 46 固定的性別役割分担にとらわれない職域拡大の啓発		
147	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業（再掲 174）	多様性社会推進課

<b>施策の方向② 多様な働き方への支援</b>		
取組 47 継続就労への支援		
148	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	多様性社会推進課
149	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発	多様性社会推進課
取組 48 再就職のための支援		
150	女性の活躍推進応援塾 再就職準備講座	多様性社会推進課
151	就職支援事業	産業振興課
152	くらしと仕事相談センター事業	生活福祉課
取組 49 非正規雇用労働者の処遇改善		
153	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲 143）	多様性社会推進課
<b>施策の方向③ 起業家・自営業者への支援</b>		
取組 50 起業のための知識、情報提供		
154	女性の活躍推進応援塾 女性の起業家支援講座	多様性社会推進課
155	起業家支援事業	産業振興課
取組 51 融資あっせんなど起業支援		
156	女性の活躍推進応援塾 女性の起業家支援講座	多様性社会推進課
157	中小企業金融対策事業	産業振興課
取組 52 自営業等における就業環境の整備		
158	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌等による啓発（再掲 143）	多様性社会推進課
<b>課題 3 意思決定過程への女性の参画推進</b>		
<b>施策の方向① 多様な分野への女性の参画推進</b>		
取組 53 審議会等への女性の参画推進		
159	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	経営改革・公共施設再配置推進担当課
160	庁内審議会等への女性委員登用の数値目標の設定	多様性社会推進課
取組 54 政治分野における女性の参画推進		
161	議会における男女共同参画の推進	区議会事務局
<b>施策の方向② 女性のリーダー育成・登用支援</b>		
取組 55 職場における女性リーダーの育成支援		
162	女性の活躍推進応援塾 基調講演（再掲 144）	多様性社会推進課
163	女性の活躍推進応援塾 女性のキャリアアップ支援講座（再掲 145）	多様性社会推進課
取組 56 町会・自治会等地域社会における女性リーダーの育成支援		
164	パンフレットや情報誌等による啓発、出前講座の実施	多様性社会推進課
<b>目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会</b>		
<b>課題 1 育ちの場における男女共同参画意識の形成</b>		
<b>施策の方向① 学校教育等における男女共同参画意識の形成</b>		
取組 57 教職員等への研修の充実		
165	男女共同参画に関する職員研修（再掲 207）	多様性社会推進課、職員課
166	いじめ問題対応研修	教育指導課
167	人権教育研修	教育指導課
168	人権教育研修	保育課

取組 58 小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園での意識啓発		
169	北区男女共同参画条例・アゼリアプラン・スペースゆうの周知	多様性社会推進課
170	人権教室の実施（再掲 47）	多様性社会推進課
171	北区教育広報紙「くおん」の発行	教育政策課
172	いじめ防止条例の周知・推進	教育指導課
173	固定的性別役割分担にとらわれない保育活動	保育課
取組 59 固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育		
174	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	多様性社会推進課
取組 60 発達段階に応じた学校等における性に関する教育の推進		
175	性教育のモデル授業実施	教育指導課
176	出前講座（再掲 188）	多様性社会推進課
取組 61 教育相談等における支援の充実		
177	スクールカウンセラー活用事業	教育総合相談センター
178	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育総合相談センター
施策の方向② 家庭における男女共同参画意識の形成		
取組 62 区民への意識啓発と情報提供		
179	講座や情報誌等による意識啓発	多様性社会推進課
180	スペースゆう情報コーナーの充実	多様性社会推進課
181	図書館における特設コーナーの設置	中央図書館、 多様性社会推進課
182	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲 93）	子ども未来課、 多様性社会推進課
取組 63 家庭で育む男女共同参画の意識啓発		
183	講座や情報誌等による意識啓発	多様性社会推進課
184	「家族ふれあいの日」推進事業	生涯学習・学校地域連携課
185	家庭教育学級	生涯学習・学校地域連携課
186	おはなし会の開催	中央図書館
187	みんなで育児応援プロジェクト（パパ向け）（再掲 93）	子ども未来課、 多様性社会推進課
施策の方向③ 地域における男女共同参画意識の形成		
取組 64 町会・自治会や青少年地区委員会・PTA等地域団体への啓発		
188	出前講座	多様性社会推進課
取組 65 地域社会における男性の参画推進		
189	パンフレットや情報誌での啓発	多様性社会推進課
課題 2 日常生活における男女共同参画の推進		
施策の方向① 男女がともに自立し、生活するための支援		
取組 66 男女共同参画社会実現に向けての情報収集・公表		
190	スペースゆう情報コーナーの充実	多様性社会推進課
191	講座や情報誌等による意識啓発	多様性社会推進課
取組 67 男女の生活向上に向けた自主自立の促進		
192	文化センター事業等	生涯学習・学校地域連携課
取組 68 地域活動への参加促進		
193	講座・情報誌等による意識啓発	多様性社会推進課
194	男性向け講座の実施	多様性社会推進課
施策の方向② 男女双方の視点に配慮した防災対策の充実		
取組 69 女性参画の促進と女性防災人材の育成		
195	男女共同参画の視点をいかした防災セミナーの実施及び情報誌等による啓発	多様性社会推進課、 防災・危機管理課
196	計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定	防災・危機管理課

取組 70 災害時・復興時の相談体制の確保		
197	災害時における女性被災者等の相談窓口の設置及び協定に基づく推進体制の維持	多様性社会推進課
198	計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定（再掲 196）	防災・危機管理課
取組 71 自主防災組織における男女双方の視点に配慮した防災対策		
199	出前講座（再掲 188）	多様性社会推進課
200	計画等策定時における男女双方の視点に配慮した防災対策の策定（再掲 196）	防災・危機管理課
施策の方向③ 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大		
取組 72 団体・グループ活動の支援と交流促進		
201	登録団体交流会（再掲 220）	多様性社会推進課
202	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）、地域スタッフとの連携強化	多様性社会推進課
取組 73 国籍・文化の異なる多様な区民の理解、交流促進		
203	区民まつり「国際ふれあい広場」	総務課
204	外国語と日本語でのおはなし会	中央図書館
<b>計画を推進するためのしくみ</b>		
課題 1 区の推進体制の充実		
施策の方向① 職員の意識啓発		
取組 74 研修の充実		
205	セクハラ・パワハラ・マタハラ等防止の職員研修	職員課
206	女性職員のキャリアアップ等に関する意識啓発講座	職員課
207	男女共同参画に関する職員研修	多様性社会推進課、職員課
取組 75 職員の男女共同参画に関する意識意向調査の実施		
208	職員の男女共同参画に関する意識意向調査	職員課
取組 76 ワーク・ライフ・バランスの推進		
209	育児の日及びノー残業デーの設定	職員課
210	特定事業主行動計画の策定	職員課
施策の方向② 計画の進捗管理		
取組 77 男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進		
211	アゼリアプランの策定	多様性社会推進課
212	基本計画等各種計画における男女共同参画の働きかけ	多様性社会推進課
取組 78 計画の評価システムの効果的な運用		
213	アゼリアプラン事業実績報告書の作成	多様性社会推進課
取組 79 定期的な区民意識調査の実施		
214	区民等の男女共同参画に関する意識意向調査	多様性社会推進課
施策の方向③ スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）の機能の充実		
取組 80 幅広い区民参加の促進		
215	登録団体制度の周知	多様性社会推進課
216	区民ボランティアとの協働	多様性社会推進課
取組 81 情報発信機能の強化		
217	講座やパンフレット・情報誌等による情報発信	多様性社会推進課
取組 82 区民の主体的な活動拠点としての機能充実		
218	スペースゆう施設充実の検討	多様性社会推進課
219	スペースゆう施設の紹介パンフレットの配布	多様性社会推進課

課題2 区民、関係機関等との連携・協働		
施策の方向① 区民、地域団体等との連携		
取組 83 区民との協働事業の推進		
220	登録団体交流会	多様性社会推進課
221	登録団体・地域スタッフ等との連携強化	多様性社会推進課
222	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）	多様性社会推進課
取組 84 関係機関、地域団体、NPO等との連携		
223	男女共同参画推進ネットワーク、登録団体等との連携強化	多様性社会推進課
224	区民企画協働事業（パートナーシップ事業）（再掲 222）	多様性社会推進課
施策の方向② 企業・産業団体等との連携		
取組 85 情報発信のための協力店舗の確保		
225	情報発信のための協力店舗の確保	多様性社会推進課
取組 86 地域の企業や産業団体等との協働事業の推進		
226	企業向け講座の実施	多様性社会推進課
施策の方向③ 大学との連携		
取組 87 大学との連携		
227	大学との連携強化	多様性社会推進課

## (2) 令和2年度(2020年度)重点取組

### 目標Ⅰ 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題		取組		内容
1	配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援	1	配偶者等からの暴力の防止に関する啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を講座、情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行います。
2	性別等にかかわる人権侵害防止への取組み	17	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3	生涯を通じた心と体の健康支援	23	健康増進のための支援	男女がともに生涯健康な生活を送ることができるよう、意識づくりや生活習慣の改善を図るための様々な支援を行います。
4	性の多様性の理解促進	25	性の多様性の正しい理解のための意識啓発	区民に対し、性の多様性に関する正しい理解と知識を身につけるため、パンフレット・情報誌による啓発・情報提供を行うとともに、区職員に対する研修等を行います。

### 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスが実現する地域社会

課題		取組		内容
1	ワーク・ライフ・バランスの推進	27	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内中小企業等を顕彰し、企業の取組事例等を広くPRを行うなど、取組みを支援します。また、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等をサポートします。
2	子育てや介護・看護と仕事の両立に向けた支援	34	困難を抱える家庭への支援	子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長・自立できるように、子どもの状況に寄り添った学習支援や居場所づくり、貧困に対する理解促進など、様々な子どもの貧困に関する対策に取り組めます。

### 目標Ⅲ あらゆる分野で女性が活躍する地域社会

課題		取組		内容
1	女性活躍のための環境整備	41	女性活躍推進法に基づく協議会の運営	女性活躍推進協議会を設置し、女性活躍推進に係る関係機関と連携し、課題解決策を検討します。
2	女性のキャリア形成と多様な働き方の支援	50	起業のための知識、情報提供	起業のために必要な知識・情報を提供する講座を実施するほか、関係機関と連携して支援します。
3	意思決定過程への女性の参画推進	56	町会・自治会等、地域社会における女性リーダーの育成支援	地域団体のリーダーへの女性の登用について、地域団体の学習会への出前講座やパンフレット・情報誌等による情報提供により、意識啓発を行います。

### 目標Ⅳ 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課題		取組		内容
1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	58	小・中学校、幼稚園、認定子ども園、保育園での意識啓発	保育園をはじめとする学校教育現場における人権や男女共同参画についての意識啓発に努めます。
2	日常生活における男女共同参画の推進	69	女性参画の促進と女性防災人材の育成	男女双方の視点に配慮した防災対策を策定するとともに、男女共同参画の視点を活かした防災セミナーを実施し、女性防災人材の育成を進めます。

### 計画を推進するためのしくみ

課題		取組		内容
1	区の推進体制の充実	80	幅広い区民参加の推進	多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、各種事業を効果的に実施します。
2	区民・関係機関等との連携・協働	84	関係機関、地域団体、NPO 等との連携	北区男女共同参画推進ネットワークやスペースゆう登録団体等との連携を強化し、関係機関、地域団体、NPO等の地域団体との協働事業を通じて、男女共同参画の取組みを推進します。

## 2 北区男女共同参画審議会委員名簿（第7期）

任期：平成30年（2018年）10月1日～令和2年（2020年）9月30日（敬称略）

選出区分		氏名	内容	
1	学識経験者 (4名以内)	おくつ まり 奥津 眞里	委嘱	キャリアコンサルティング技能士
2		ひらの じゅんこ 平野 順子	委嘱	東京家政大学短期大学部保育科准教授
3		やまだ まさひろ 山田 昌弘	委嘱	中央大学文学部教授
4		うえき ちえこ 植木 智恵子	委嘱	弁護士
5	区内関係団体 (7名以内)	あさか のりお 浅賀 則男	委嘱	民生委員・児童委員協議会
6		すすき まさお 鈴木 将雄	委嘱	町会自治会連合会
7		おかざき さちこ 岡崎 祥子	委嘱	王子法人会女性部会
8		しょうじ みゆき 小路 みゆき	委嘱	区立幼稚園・こども園・PTA連合会
9		こばやし ひろゆき 小林 廣之	委嘱	人権擁護委員の会
10		やぶき しずこ 矢吹 静子	委嘱	北区男女共同参画推進ネットワーク
11		せき きょうこ 関 京子	委嘱	新生活運動推進協議会
12	公募委員 (3名以内)	くまさわ さちこ 熊澤 幸子	委嘱	区内在住
13		たぶち えりこ 田渕 恵梨子	委嘱	区内在住
14		もとい まさえ 元井 昌枝	委嘱	区内在住
15	区議会議員 (2名以内)	こんどう みつのり 近藤 光則	委嘱	企画総務委員会委員長 (平成30年10月1日～令和元年5月21日)
		ながぬま かつゆき 永沼 かつゆき	委嘱	企画総務委員会委員長 (令和元年5月22日～)
16		ふるた しのぶ 古田 しのぶ	委嘱	文教子ども委員会委員長 (平成30年10月1日～令和元年5月21日)
		あおき ひろこ 青木 博子	委嘱	企画総務委員会副委員長 (令和元年5月22日～)
17	関係行政機関 ／区職員 (4名以内)	いわもと なぎさ 岩本 浪砂	委嘱	東京都労働相談情報センター池袋事務所長
18		なかざわ よしあき 中澤 嘉明	任命	総務部長
19		たくさがわ あきお 田草川 昭夫	任命	教育振興部長 (平成30年10月1日～平成31年3月31日)
		おのむら ひろゆき 小野村 弘幸	任命	教育振興部長 (平成31年4月1日～)
20		つづき としみち 都築 寿満	任命	子ども未来部長 (平成30年10月1日～平成31年3月31日)
		はやかわ まさこ 早川 雅子	任命	子ども未来部長 (平成31年4月1日～)

### 3 計画策定までの審議会の経過

日 程	内 容 等
平成30年（2018年）	
6月～7月	北区男女共同参画に関する意識・意向調査
11月	区長より北区男女共同参画審議会へ諮問 「第5次アゼリアプラン改定にあたっての基本的な考え方について」
11月14日	第1回北区男女共同参画審議会 開催 専門部会設置
12月～	専門部会設置（平成31年3月まで）
12月15日	第1専門部会 1回目 開催
12月21日	第2専門部会 1回目 開催
12月27日	第3専門部会 1回目 開催
平成31年・令和元年（2019年）	
1月17日	第2専門部会 2回目 開催
1月24日	第1専門部会 2回目 開催
1月29日	第3専門部会 2回目 開催
2月18日	第1専門部会 3回目 開催
2月19日	第3専門部会 3回目 開催
2月20日	第2専門部会 3回目 開催
3月6日	専門部会リーダー会議 開催
3月12日	第2回北区男女共同参画審議会 開催
5月10日	第3回北区男女共同参画審議会 開催
5月30日	北区男女共同参画審議会より答申 「第6次アゼリアプランのための提言」
8月21日	第4回北区男女共同参画審議会 開催
10月21日	第5回北区男女共同参画審議会 開催
12月20日～	「第6次アゼリアプラン 中間のまとめ」の パブリックコメント実施（令和2年1月27日まで）
令和2年（2020年）	
2月20日	第6回北区男女共同参画審議会 開催
3月	パブリックコメント結果を区議会に報告、区民へ公表 北区男女共同参画行動計画「第6次アゼリアプラン」策定

## 4 男女共同参画推進に関する国内外の主な動き

実施年	世界（国連）	国	都	北区
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年（目標：平等、開発、平和）</li> <li>国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総理府婦人問題企画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年婦人のつどい開催</li> </ul>	
昭和51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国際婦人の10年」が始まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法等の一部改正（離婚後婚氏続称制度の新設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都民生活局婦人計画課設置</li> <li>東京都婦人問題懇話会「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的な考え方」提言</li> </ul>	
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定・国立婦人教育会館開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都婦人関係行政推進協議会設置</li> <li>東京都婦人問題会議設置</li> </ul>	
昭和53年 (1978年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人白書」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定</li> </ul>	
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都婦人情報センター開設</li> </ul>	
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国際婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法等の一部改正（配偶者相続分改正、寄与分制度新設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の10年中間記念事業開催</li> <li>職場における男女差別苦情処理委員会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都北区婦人問題連絡会設置</li> </ul>
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女労働者、家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約「156条約」採択（ILO）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定・「母子福祉法」改正</li> </ul>		
昭和57年 (1982年)				
昭和58年 (1983年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題解決のための新東京都行動計画—男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン—」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北区基本計画」策定（婦人の地位並びに福祉の向上のための目標設置）</li> </ul>
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回日本女性会議（以後毎年開催）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都婦人問題国際シンポジウム「アジア・太平洋地域における婦人問題」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区婦人の意識と生活実態調査</li> <li>北区婦人問題講演会</li> </ul>
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国際婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）（2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正国籍法成立（父系血統主義から父母両血統主義へ）</li> <li>「男女雇用機会均等法」成立</li> <li>「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約）」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の10年最終年都民会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「考えてみませんか国連婦人の10年」シンポジウム開催</li> </ul>
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年をふりかえって」発行</li> </ul>	
昭和62年 (1987年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「若い女性の手帳」（福祉局）発行</li> </ul>	
昭和63年 (1988年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「労働基準法」一部改正（労働時間の短縮）</li> </ul>		

実施年	世界（国連）	国	都	北区
平成元年 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第44回国連総会において「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択、1990年に発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働省「パートタイム労働指針」発表</li> <li>「国の審議会等における婦人委員の登用促進」提言</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題懇話会設置</li> <li>婦人団体リーダー養成研修</li> </ul>
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会拡大会期</li> <li>国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都男女平等推進会議設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区婦人問題に関する意識と生活実態調査</li> </ul>
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法」公布</li> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性問題解決のための東京都行動計画、21世紀へ男女平等推進東京プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区女性行動計画「アゼリアプラン」策定</li> <li>北区アゼリアプラン推進区民会議設置</li> <li>女性計画推進室設置</li> </ul>
平成4年 (1992年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題担当大臣（官房長官兼務）設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(財)東京女性財団設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人センターを女性センターに名称変更</li> </ul>
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働法施行</li> <li>男女共同参画社会に向けての全国会議開催</li> </ul>		
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際人口・開発会議（カイロ）</li> <li>リプロダクティブヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室設置</li> <li>男女共同参画推進本部設置</li> <li>男女共同参画審議会設置（政令）</li> <li>「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>北区女性海外派遣事業開始</li> <li>北区女性アーティスト展開催</li> </ul>
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）</li> <li>ILO総会にて「156号条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京ウィメンズプラザ開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区女性のネットワーク発足</li> </ul>
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「優生保護法」改正（名称を「母体保護法」へ）</li> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次「北区アゼリアプラン」策定</li> </ul>
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画審議会設置法」施行</li> <li>「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正</li> <li>「介護保険法」公布</li> </ul>		
平成10年 (1998年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次行動計画「男女平等に参画するまち東京プラン」策定</li> </ul>	
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本法」施行</li> </ul>		
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「ストーカー行為等の規制法」施行</li> <li>「児童虐待の防止等に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女平等条約基本条例」施行</li> </ul>	

実施年	世界（国連）	国	都	北区
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府に男女共同参画会議および男女共同参画局設置</li> <li>「女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から11月25日）」実施決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次「北区アゼリアプラン」のための区民との意見交換会開催</li> </ul>
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&amp;サポート東京プラン2002」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進課を子ども家庭部へ組織改正</li> <li>「北区アゼリアプラン推進区民会議」提言</li> </ul>
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃委員会による日本レポート審議（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」策定</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次「北区アゼリアプラン」策定</li> </ul>
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> <li>「児童虐待の防止等に関する法律」一部改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性センターから男女共同参画センター（愛称：スペースゆう）に名称を変更して、北とびあに移転</li> </ul>
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会／「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</li> <li>女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> <li>「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次世代育成支援東京都行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区アゼリアプラン推進区民会議（第6期）が「男女共同参画に関する条例に基本的考え方について（中間のまとめ）」を区長に提出</li> </ul>
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> <li>「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北区男女共同参画条例」策定</li> <li>北区男女共同参画審議会（第1期）設置</li> </ul>
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（インド）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> <li>「配偶者暴力防止法」改正</li> <li>「児童虐待の防止等に関する法律」一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&amp;サポート東京プラン2007」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区男女共同参画苦情解決委員会設置</li> </ul>
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省「新待機児童ゼロ作戦」策定</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」改正</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定</li> <li>「仕事と生活の調和推進室」設置</li> <li>「パートタイム労働法」改正</li> <li>「労働基準法」一部改正交付（平成22年4月施行）</li> <li>「児童虐待の防止等に関する法律」一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の再チャレンジ応援マニュアル」作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区男女共同参画審議会（第2期）設置</li> <li>北区男女共同参画に関する意識・意向調査実施</li> <li>北区男女共同参画審議会へ「アゼリアプラン改定のための基本的な考え方について」諮問</li> </ul>

実施年	世界（国連）	国	都	北区
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（韓国）</li> <li>女子差別撤廃委員会が第6回日本審査の総括所見発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「母子及び寡婦福祉法」改正</li> <li>「育児・介護休業法」改正</li> <li>育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタート</li> <li>「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定</li> <li>「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北区男女共同参画審議会より「第4次アゼリアプランのための提言」答申</li> <li>「第4次アゼリアプラン」中間のまとめ策定</li> <li>「第4次アゼリアプラン」中間のまとめについてパブリックコメント実施</li> </ul>
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次「北区アゼリアプラン」策定</li> <li>北区男女共同参画審議会（第3期）設置</li> </ul>
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足</li> </ul>			
平成24年 (2012年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正育児・介護休業法の全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&amp;サポート東京プラン2012」策定</li> <li>「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次「北区アゼリアプラン」中間の見直し実施</li> <li>北区男女共同参画審議会（第4期）設置</li> <li>北区パープルリボンシンボルマーク制定</li> </ul>
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正</li> <li>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」一部改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>北区男女共同参画に関する意識意向調査実施</li> <li>北区男女共同参画審議会へ「北区アゼリアプラン改定にあたっての基本的な考え方について」諮問</li> </ul>
平成26年 (2014年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置</li> <li>次世代育成支援対策推進法改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>北区男女共同参画審議会より「第5次アゼリアプランのための提言」答申</li> <li>北区男女共同参画審議会（第5期）設置</li> <li>「第5次アゼリアプラン」中間のまとめ策定</li> <li>「第5次アゼリアプラン」中間のまとめについてパブリックコメント実施</li> </ul>
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会「北京+20」（ニューヨーク）</li> <li>国連サミット（ニューヨーク）：持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次男女共同参画基本計画：計画期間（施策）：平成28～32年度まで</li> <li>女性活躍推進法公布</li> <li>「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「第5次アゼリアプラン」策定</li> </ul>

実施年	世界（国連）	国	都	北区
平成28年 (2016年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護休業法等改正（介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等）</li> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行</li> <li>・「ニッポン一億総活躍プラン」公表</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況報告審議（第7回・第8回）</li> <li>・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都女性活躍推進白書」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区男女共同参画審議会（第6期）設置</li> <li>・組織改正により「男女共同参画推進課」を教育委員会事務局に移管し、「男女いきいき課」を設置</li> </ul>
平成29年 (2017年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都男女平等参画審議会答申「東京都女性活躍推進計画の策定に当たっての基本的考え方について」「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」</li> <li>・東京都男女平等参画推進総合計画策定「東京都女性活躍推進計画」策定「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定：計画期間：平成29～33年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区男女共同参画審議会（第6期）設置</li> <li>・「男女共同参画センター条例」を「北区スペースゆう条例」に改正。「スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点）」に名称変更</li> </ul>
平成30年 (2018年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区男女共同参画に関する意識意向調査実施</li> <li>・北区男女共同参画審議会へ「北区アゼリアプラン改定にあたっての基本的な考え方について」諮問</li> <li>・北区男女共同参画審議会（第7期）設置</li> </ul>
令和元年 (2019年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正</li> <li>・女性活躍推進法の一部改正</li> <li>・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北区男女共同参画審議会より「第6次アゼリアプラン策定のための提言」答申</li> <li>・組織改正により教育委員会事務局から総務部へ移管し「多様性社会推進課」を設置</li> <li>・「第6次アゼリアプラン」中間のまとめ策定</li> <li>・「第6次アゼリアプラン」中間のまとめについてパブリックコメント実施</li> </ul>

## 5 関係法令

### (1) 東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条～第八条）

##### 第二章 基本的施策等（第九条～第十二条）

##### 第三章 男女共同参画審議会（第十三条）

##### 第四章 苦情への対応（第十四条・第十五条）

##### 第五章 雑則（第十六条）

##### 付則

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組を進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

##### （用語の定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男

女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。

三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。

四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

##### （基本理念）

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。

二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。

三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。

五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

##### （性別による権利侵害の禁止）

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

二 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴

力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行つてはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たつては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策
- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たつては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

## 第三章 男女共同参画審議会

（設置）

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - 一 諮問に依りて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
  - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
  - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
  - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

## 第四章 苦情への対応

（苦情の申出と処理）

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
  - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等であった事項
  - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定であった事項
  - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
  - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

（男女共同参画苦情解決委員会の設置）

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第五章 雑則

（委任）

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第

十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。  
（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

## (2) 東京都北区スペースゆう条例

(平成15年12月5日 条例第39号)

(設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう（以下「スペースゆう」という。）を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

(事業)

第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。

- 一 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関する事。
- 二 男女共同参画をめざす区民（区内に在勤する者及び在学する者を含む。）相互の交流の機会及び場の提供に関する事。
- 三 女性総合相談事業に関する事。
- 四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関する事。
- 五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

(使用)

第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画を推進するために使用する者で、次に掲げるものとする。

- 一 東京都北区（以下「区」という。）と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

(使用の承認及び不承認)

第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の使用承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用承認をしない。

- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められるとき。
- 三 管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下「使用料」と総称する。）を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用の目的に反する行為をしたとき。
- 二 この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設を現状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学館条例を廃止する条例（平成十五年十二月東京都北区条例第四十号）の規定による廃止前の東京都北区北とびあ科学館条例の規定によりなされたプラネタリウムホール及び当該プラネタリウムホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

(準備行為)

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則（平成二六年一〇月三日条例第二九号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年七月三日条例第五一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認する使用に係る使用料について適用し、施行日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成二八年一二月五日条例第七九号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表（第四条―第六条関係）

区分 施設名	午前 （午前九時～午後 零時）	午後 （午後一時～午後 五時）	夜間 （午後六時～午後 九時）
多目的室 A・B	1,440 円	2,240 円	2,880 円
多目的室A	720 円	1,120 円	1,440 円
多目的室B	720 円	1,120 円	1,440 円

### (3) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和 60 年 7 月 1 日 条約第 7 号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

#### 第 1 部

##### 第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

##### 第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
  - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
  - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

#### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

#### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

##### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

##### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

##### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

##### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

##### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

##### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

##### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

##### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

##### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

##### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

##### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## (4) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他

の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務

省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

## (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正：令和元年法律第 46 号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三 条一第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条一第二十八條）

#### 第五章の二 補則（第二十八條の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実、

上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関す

る基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）次号 第六号 第五条 第八条の三及び第九条において同じの緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため 就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ）。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力をよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ）を受けた者に限る。以下この章において同じ）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ）

その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当

該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は 相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めに足る申立ての時の事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足る申立ての時の事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足る申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
  - 3 裁判所は、必要があると認められる場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には 理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの

規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又

はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの

法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

#### （検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

### 附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

#### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### 附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### 一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

### 附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

## (6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

### 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二條—第二十九條）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護そ

の他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用す

る労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第

五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
  - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する情報の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附則（令和元・六・五法二四） 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔令和元年政令第一七四号で同二年六月一日から施行〕ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日
- (2) 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日〔令和元年政令第一七四号で同四年四月一日から施行〕  
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 6 用語解説

本計画に掲載されている用語について説明を掲載しています。また、その用語が初めて計画書に出てきたページを記載しています。

No.	用語	ページ	内容
1	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBT等）	2	<p>セクシュアル・マイノリティと同義。性的指向や性自認等に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人々。</p> <p>「LGBT」とは「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を指した総称。「性的少数者の総称」として用いられることもある。</p> <p>これに対し、「SOGI」とは、「Sexual Orientation」（性的指向・好きになる性）と「Gender Identity」（性自認・心の性）の頭文字をとったもので、平成18年（2006年）のジョグジャカルタ宣言以降、国連の諸機関で広く用いられる概念。性の構成要素に注目し「人の属性を表す略称」。異性愛の人なども含め、全ての人を持っている属性のことをいう。</p>
2	ジェンダー	3	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。</p>
3	自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント	3	<p>東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、国連婦人の地位委員会に提出した決議案。</p> <p>エンパワーメントとは、「力をつけること」と訳される。特に「女性が力をつけること」について使われる言葉。主に、自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力などを身につけ、その力を発揮し、様々な政策決定過程に参画することを意味する。</p>
4	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	4	<p>国において、「固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者のあいだに事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組」として、女性の参画を拡大する施策の一つ。</p> <p>積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等を求めるものではない。</p>
5	性自認	5	<p>自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。</p>
6	性的指向	5	<p>人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。</p>
7	ストーカー行為	11	<p>同一の者に対し、つきまとい等身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような行為を反復してすること。</p>

No.	用語	ページ	内容
8	セクシュアル・ハラスメント等	11	職場などで優位な力関係を背景に、上司や部下などに対して行う性的な言動を伴う嫌がらせをセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）という。また、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的に苦痛を与えることなどをパワー・ハラスメント（パワハラ）という。最近では、働く女性が妊娠、出産、育児休業等を理由として職場で嫌がらせや不利益な取り扱いを受けることを示すマタニティ・ハラスメント（マタハラ）という言葉も使われるようになっている。
9	配偶者からの暴力防止連絡協議会	12	北区における配偶者からの暴力等に関わる機関相互の連携を図り、早期発見、迅速な対応及び長期的課題について検討することを目的に設置した機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課で構成される。
10	配偶者暴力相談支援センター	12	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定により、被害者支援の中心的な役割を担う機関とされている。なお、法的には施設の名称を示すものではなく、機能の名称としており、その役割は限定列举されている。都道府県と市町村では役割分担がされており、市町村は「身近な行政主体における支援の窓口」との位置づけとなっている。
11	要保護児童対策地域協議会	12	児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。
12	JKビジネス	17	児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプショソ」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。
13	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	20	平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという概念が提唱された。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く含まれている。
14	パートナーシップ認証制度	21	パートナーシップ認証制度とは、同性カップルの関係が婚姻に相当することを自治体が公に証明する制度のこと。男女の婚姻関係と変わらない程度の実態を備えた、性を同じくする二者間において、一定の条件を満たした場合にパートナーの関係であることを公的に認証する制度。 平成31年（2019年）4月現在、全国で20の自治体が同様の制度を実施している。

北区男女共同参画行動計画  
第6次アゼリアプラン

刊行物登録番号  
31-1-163

令和2年（2020年）3月

発行：東京都北区総務部多様性社会推進課  
住 所：〒114-8503  
東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階  
電 話：03（3913）0161（ダイヤルイン）



